

## 介護サービス情報の公表担当課長会議 議事次第

平成17年5月13日（金）  
 13：30～17：00  
 厚生労働省専用第15会議室（7階）

議 事 次 第	時 間	説 明 者
（開 会）		
1 振興課長挨拶	13:30～13:40	振興課長
2 平成16年度調査研究報告について	13:40～14:40	山本専門官
3 平成17年度の取組等今後のスケジュールについて	14:40～15:10	山本専門官
（休 憩）	15:10～15:30	
4 平成17年度国庫補助事業について	15:30～16:20	齋木係長
5 シルバーサービス振興会からの説明	16:20～16:30	久留企画部長
6 質疑応答	16:30～16:55	
7 閉会挨拶	16:55～17:00	菱川補佐

# 介護サービス情報の公表に関する調査研究事業等について

— 社団法人シルバーサービス振興会からのお知らせ —

## 1. 介護サービス情報の公表に関する調査研究員会における検討

各サービスの「事業所情報公表項目」については、介護サービス情報の公表に関する調査研究委員会において順次検討することとされており、平成17年度においては以下のような検討を行う予定。

### (1) 事業所情報公表項目の検討

#### ①平成15年度よりの検討分

制度化に向けた検討

- 介護保険見直しによる修正等
- 各サービス間の調整

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・福祉用具貸与
- ・通所介護
- ・特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設

#### ②平成16年度よりの検討分

- モデル事業を通じた検証
- 制度化に向けた検討

- ・訪問看護
- ・特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）
- ・居宅介護支援

#### ③平成17年度よりの検討が予定されているサービス

- 部会の設置
- 認知症対応型共同生活介護については、外部評価との関係を含めて検討

- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・介護療養型医療施設
- ・認知症対応型共同生活介護

## (2) 平成17年度都道府県モデル事業における調査員の養成

- |                        |                   |  |
|------------------------|-------------------|--|
| ① 居宅介護支援               | 6月29日(水)～7月1日(金)  | } 会場は<br>いずれも<br>池袋サンシャインシティ<br>「文化会館」 |
| ② 訪問看護                 | 7月4日(月)～7月6日(水)   |  |
| ③ 特定施設入所者生活介護(軽費老人ホーム) |                   |  |
|                        | 7月11日(月)～7月13日(水) |  |

\*詳細については、後日、振興会より開催案内の事務連絡を送付の予定

## (3) 平成17年度都道府県モデル事業関連

- ① モデル事業調査結果の集積・分析
  
- ② 調査方法や実施体制等に係るモデル事業を通じた検証

## 2. 介護サービス情報の公表システム整備事業

都道府県が、介護サービス情報をインターネットを通じて広く公表するシステムを整備することを支援するため、全都道府県共通の情報公表システムの開発、整備を行うとともに、中央に介護サービス情報の集積、分析、調査研究等を行うシステムの開発整備を行う。

特に、全都道府県共通の情報公表システムの開発にあたっては、これに係る仕様書(導入用CD、導入の手引き等)の開発を早急に着手する予定であり、平成17年9月を目途に外形を完成予定。なお、この事業の進捗状況等については定期的な情報提供を予定している。

## 3. 制度施行準備・支援に関する事項

- 国、都道府県、指定情報公表センター予定機関等が参画する準備・支援協議会に、当振興会も参画し、これまでの調査研究実績を踏まえるとともに本年度の調査研究事業とも連動しながら「介護サービス情報の公表」制度の施行準備を円滑かつ効率的に行うために、準備・支援協議会の事務局としての支援を予定。

調査員の均質性の確保の観点から以下のような具体的な取り組みが考えられる。

- ①調査員養成研修教材、調査員実務マニュアル等の作成
- ②調査員指導者養成研修の開催
- ③制度の普及・啓発支援ツールの作成、啓発・普及セミナー等の開催等
- ④調査票のマークシート化など公表システムの業務省力化の検討
- ⑤調査員の業務中の損害賠償のあり方の検討
- ⑥その他、準備・支援協議会において全国的・広域的な見地から協働して推進していくことが適当と考えられる事項

以上

介護サービス情報の公表  
担当課長会議資料

平成17年5月13日

厚生労働省老健局振興課

本資料は、介護サービス情報の公表制度の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、変更がありうる。

# 目 次

1	平成17年度の取組等今後のスケジュールについて	1
(1)	年間業務スケジュール表	1
(2)	国の動向	3
(3)	都道府県における実施体制等の準備の方向性	7
(4)	全国的・広域的な協議・支援体制の構築	10
2	平成17年度国庫補助事業について	16
(1)	実施要綱(案)及び交付要綱(案)	
ア	「介護サービス情報の公表」推進事業(仮称)	
	(介護予防・地域支え合い事業)	16
イ	介護サービス情報の公表システム整備事業	22
(2)	国庫補助事業の具体的内容等	24
ア	「介護サービス情報の公表」推進事業(仮称)	24
	(ア)モデル調査事業	24
	(イ)制度施行準備・支援事業	38
イ	介護サービス情報の公表システム整備事業	38
	(参考資料)	
1	介護保険法改正案(抄)	39
2	平成16年度都道府県モデル事業 総括調査票の集計結果	44

(1) - ① 平成17年度「介護サービス情報の公表」年間業務スケジュール表（事項別）

事項	17年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	18年1月	2月	3月	18年度	
国 【法令等整備】 ○法案国会審議 ○政令 ○省令（報酬基準以外） ○介護報酬				(国会審議の状況による)										○施行 ○施行 ○施行
県 ○都道府県条例													○施行	
S 国 【制度施行準備・支援】 ○16調査研究報告		●11日											○17報告書	
国 S 県 ○全国介護保険主管課長会議 ○情報の公表担当課長会議 ○制度施行準備・支援協議会	★12日		★13日	(6月以降適時開催)										○継続
県 ○指定情報公表センター整備 ○指定調査機関整備	機関予定	→★参加	(制度施行準備・支援協議会に参加)											○指定
S ○調査員養成研修教材策定	機関予定	→★適宜参加	(制度施行準備・支援協議会に必要に応じて参加)											○指定
S ○調査員指導者養成研修													○継続	
県 ○調査員養成研修													○継続	
国 S 県 ○制度の普及・啓発 (利用者、事業者団体等)													○継続	
S 【公表システム整備事業】 ○都道府県分開発 ○中央分開発・導入							外形完成					サービス別情報	○稼働	
県 ○公表システム導入													○稼働	
S 【モデル事業、項目見直し等】 ○モデル調査事業・中央研修会													○継続	
県 ○モデル調査事業													○継続	
S ○調査研究委員会 ・15'7サービス項目見直し ・16'3サービス項目見直し ・新項目の策定													○継続	

(注)「S」はシルバーサービス振興会。





## (2) 国の動向

### ア 介護保険法等改正法案の内容

介護保険の利用者は要介護高齢者等であり、利用するサービスの情報の入手において事業者と対等な立場で対峙することが困難である。利用者が適切なサービスを利用できない場合、その心身の機能が低下するおそれがあることから、介護保険の事業者又は施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対し、「介護サービス情報」（介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の公表を義務付ける仕組みを整備することとしている。

#### (ア) 介護サービス情報の公表の仕組み

介護保険法改正案では、介護サービス情報の公表の仕組みについては、以下のとおりとしている（法律事項）。

- ① 介護サービス事業者は、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に介護サービス情報を報告しなければならない。
- ② 都道府県知事は、介護サービス情報の報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。
- ③ 都道府県知事は、調査が終了した後、介護サービス情報のうち調査しない項目については介護サービス事業者から報告された内容を、調査する項目については調査の結果、公表すべき正しい内容を公表する。
- ④ 都道府県知事は、介護サービス事業者が介護サービス情報を報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は都道府県知事が行う調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該事業者に対

し、その報告を行い、調査を受けることを命ずることができることとする。また、介護サービス事業者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、その指定（介護老人保健施設については許可）を取り消し、又は指定（同左）の全部若しくは一部の効力を停止することができることとする。

- ⑤ 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者については、市町村に指定の権限があることから、都道府県知事は、これらの事業者に対し報告を行い、若しくは調査を受けることを命じたとき、又はその指定を取り消し、若しくはその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなければならないこととする。

(注) 介護サービス情報の公表の対象となるサービスは、上記①の厚生労働省令で定めることとしており、平成18年度以降、実施の準備ができたサービスを、逐次、規定することとしている。

#### (イ) 指定調査機関

都道府県知事は、介護サービス事業者から報告を受けた介護サービス情報のうち、客観的に調査することが必要な情報について、その内容が正しいかどうかを確認するための調査を行う。この調査の事務は、制度を効率的かつ円滑に実施する観点から、都道府県知事が、都道府県の区域ごとに、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に調査の事務を行わせることができることとしている。

指定調査機関は、介護サービス事業者の秘密を知り得ることから、指定調査機関の役員及び職員並びにこれらの者であった者について、調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨の秘密保持義務（違反した場合の罰則あり）を課すとともに、指定調査機関に対する都道府県知事の必要な監督権限を置くこととしている。

また、指定調査機関が行う調査の事務は、公正かつ全国的に一定の基準のもとに行われる必要があるため、調査の実施方法を厚生労働省令で

定めるとともに、調査の実施については、専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者のうちから選任した調査員に行わせることとしている。

都道府県は、地方自治法に基づき調査の事務に係る手数料を徴収する場合には、指定調査機関が行う調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができることとしている。

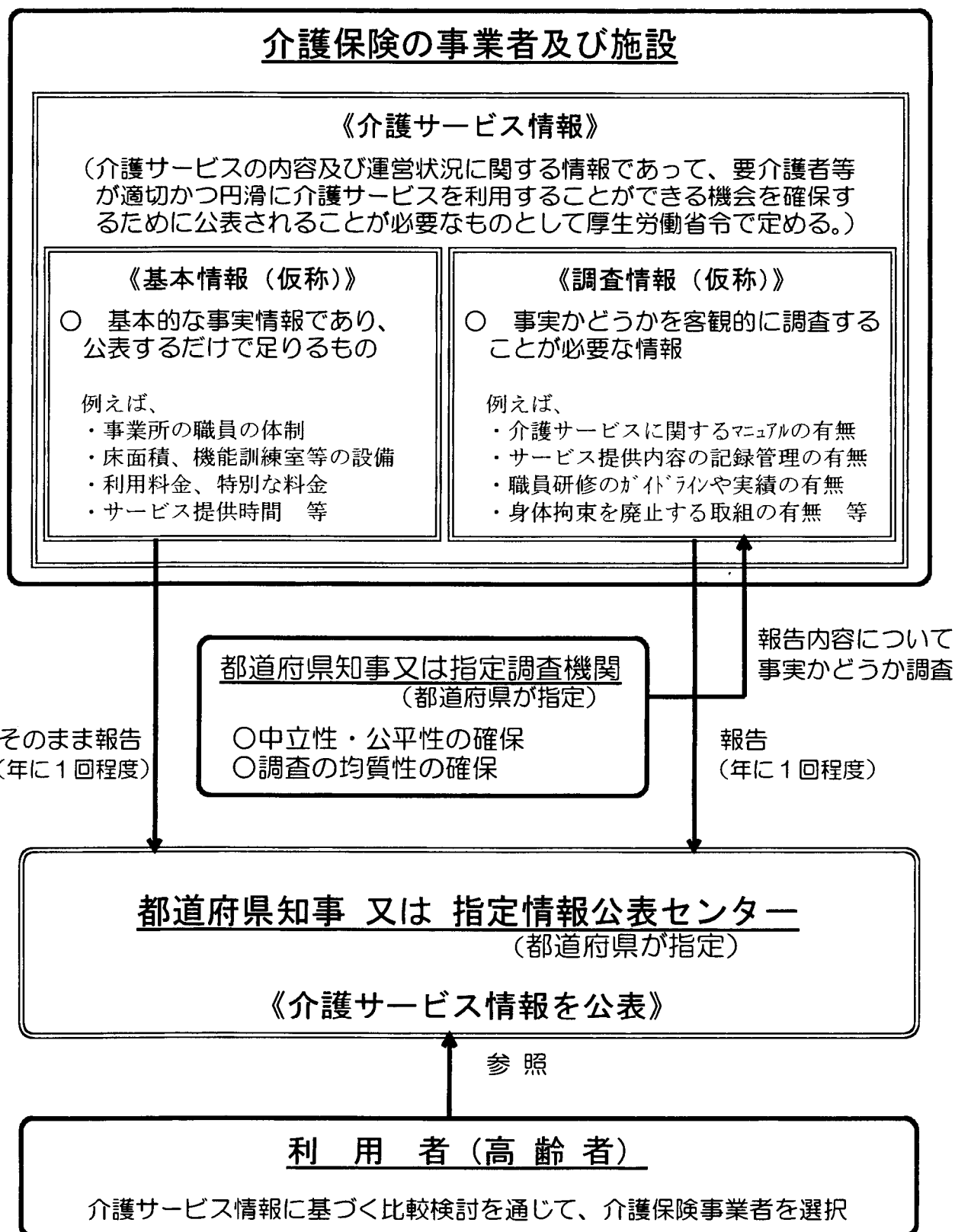
#### **(ウ) 指定情報公表センター**

都道府県知事は、介護サービス事業者から介護サービス情報の報告を受け、これを公表するとともに、指定調査機関の指定を行う。これらの事務については、制度を効率的かつ円滑に実施する観点から、都道府県知事が、都道府県の区域ごとに、その指定する者（「指定情報公表センター」という。）にその事務の全部又は一部を行わせることができることとしている。

指定情報公表センターは、介護サービス事業者の秘密を知り得ることから、指定情報公表センターの役員及び職員並びにこれらの者であった者について、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨の秘密保持義務（違反した場合の罰則あり）を課すとともに、指定情報公表センターに対する都道府県知事の必要な監督権限を置くこととしている。

都道府県は、地方自治法に基づき介護サービス情報の公表及び指定調査機関の指定の事務に係る手数料を徴収する場合には、介護サービス情報の報告を行い、又は指定調査機関の指定を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を指定情報公表センターに納めさせ、その収入とすることができることとしている。

# 介護サービス情報の公表の仕組み



## イ 政令、省令等の準備

「介護サービス情報の公表」に係る政令、省令等については、法案成立後、国会における審議の結果を踏まえて整備することとなるので、了知されたい。

## ウ 平成17年度における調査研究

平成17年度においては、引き続き、社団法人シルバーサービス振興会（以下、「振興会」という。）に対する国庫補助事業により、次のような調査研究事業を行うことを予定している。

- ① 「「介護サービス情報の公表」制度推進事業（仮称）」のモデル調査事業（以下、「モデル調査事業」という。）に係る調査員のモデル養成研修
- ② モデル調査事業結果の集積・分析
- ③ 事業所情報公表項目の検討
  - ・平成15年度に検討を始め、昨年度モデル事業により検証した7サービスに係る事業所情報公表項目案について、制度化に向けた検討
  - ・昨年度に検討を始めた3サービスに係る事業所情報公表項目案について、モデル事業を通じた検証及び制度化に向けた検討
  - ・まだ検討を行っていないサービスに係る事業所情報公表項目案の検討  
《検討が予定されるサービス》
    - 訪問リハビリテーション
    - 通所リハビリテーション
    - 介護療養型医療施設
    - 認知症対応型共同生活介護
- ④ 調査方法や実施体制等に係るモデル事業を通じた検証

## （3）都道府県における実施体制等の準備の方向性

### ア 「介護サービス情報の公表」の準備の方向性

平成16年度の「介護サービスの情報開示の標準化に関する調査研究委員会」（委員長：大森 彌 千葉大学法経学部教授、事務局：振興会）の報告書（以下、「調査研究報告書」という。）においては、「介護サービス

情報の公表」の具体的内容について提案されている。国としては、今後、当該報告書等を踏まえながら、具体的な調査方法、実施体制等について検討し、お示ししていくことを予定しているので、都道府県においても、当面、当該報告書等を踏まえながら、制度施行に向けた準備を進められたい。

なお、制度施行当初における介護サービス情報の公表の対象サービスは、既に公表項目の検討に着手している訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム及び軽費老人ホーム)、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設とすることを予定している。

## **イ 都道府県における実施体制等の準備**

「介護サービス情報の公表」制度は、利用者による介護サービス・事業所の比較検討・選択を実効あるものとするため、全ての介護保険サービス事業所を対象として、介護サービス情報の報告の受理、調査の実施、情報の公表等を行う制度であり、都道府県において、新たな事務を実施することとなる。本制度を円滑に施行するためには、平成17年度に各都道府県において、着実に実施体制の準備を行う必要がある。このため、各都道府県においては、当面、次のような取組みを進められたい。

### **(ア) 実施体制の検討**

各都道府県においては、都道府県直営の体制を構築するのか、指定調査機関及び指定情報公表センターの指定による体制を構築するのか等について早急に検討願いたい。また、既に指定が予定される団体がある場合は、調査研究報告書等を踏まえて、当該団体とすることが適当か否かの検討及び適当でない場合は、何を改善すればよいか等の検討を行い、必要な対応を行われたい。特に、本制度は、全ての介護サービス事業所の情報を利用者の選択に資するよう公表する制度であることから、指定される団体は、中立性・公平性の確保が極めて重要であり、また、法人格を有することが必要であると考えているので、十分に留意されたい。

また、後述するとおり、平成17年度に事業名、事業内容等を見直す

こととしている『「介護サービス情報の公表」制度推進事業（仮称）』については、指定情報公表センターの指定が予定される団体がある場合、当該団体による事業の受託実施を行い、事業運営上の具体的な課題を抽出されたい。

なお、「認知症高齢者グループホームの外部評価」制度については、将来的には、「介護サービス情報の公表」制度に統合することとしており、このことを念頭に置いて、平成17年度から認知症高齢者グループホームの公表情報の検討に着手することを予定している。また、当該検討に当たっては、先行している外部評価項目等を踏まえて行うこととし、先行制度との整合性の確保に配慮することとしている。

各都道府県において「認知症高齢者グループホームの外部評価」の評価機関、評価調査員等の実施体制を構築するに当たっては、将来的に「介護サービス情報の公表」の実施体制とすることを念頭に置いて、一元的に取り組まされたい。

#### **(イ) 調査員確保の検討**

都道府県においては、介護サービス情報の公表の過程で行われる調査を毎年実施するために必要な数の調査員を養成し、登録することが必要となる。このため、調査研究報告書、昨年度の都道府県モデル事業の実績等を踏まえ、各都道府県の調査対象事業所数を勘案し、養成・確保が必要な調査員の数、具体的に確保する人材等について検討するとともに、調査員養成研修の実施機関等についても検討を行い、必要な対応を行われたい。

また、本制度においては、調査の均質性の確保、調査業務の中立性・公平性の確保が極めて重要であり、調査員は、都道府県又は指定調査機関との間で、安定的雇用関係にあるとともに、調査業務に安定的に従事する者であることが望ましいと考えている。

なお、調査員については、特に、円滑かつ効率的な養成を行う必要があることから、養成研修教材の開発、調査員指導者の養成及び各都道府県への配置等について、全国的な見地から、適切な時期に必要な支援を



行い、本年度内の一定の確保に資することとしている。

#### **(ウ) 都道府県における条例の準備**

介護サービス情報の報告の受理、調査員の養成や事業所調査、情報の公表等の事務の実施に係る手数料に関しては、都道府県において条例を定めることが必要となる。国は、全国的な見地から、費用の基本的な考え方、算定方法等についてのガイドラインを提示する必要があると考えている。また、本制度は、基本的には、当該手数料により運営される仕組みとすることが望ましいと考えている。

各都道府県においては、調査研究報告書、昨年度の都道府県モデル事業の実績、各都道府県における実施体制構築の方向性等を踏まえ、必要となる費用の検討を行われたい。また、各都道府県において条例を定めるに当たっての手続き、スケジュール等についても予め確認願いたい。

#### **(4) 全国的・広域的な協議・支援体制の構築**

「介護サービス情報の公表」制度を適切に実施するに当たっては、全国における調査の均質性の確保、円滑かつ効率的な調査員の養成、都道府県の区域を超えた情報の公表の仕組みの構築等国や都道府県間等において必要な協議・支援を行っていく必要があると考えている。

このため、国、都道府県、都道府県からの指定が予定される外部機関、平成17年度に引続き調査研究等を行うこととしている振興会等の参画による『「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会（仮称）』（以下、「準備・支援協議会」という。）を組織し、全国的・広域的な見地から協働して推進していくことが適当と考えられる事項について、協議しながら連携し実施していくこととしている。各都道府県においても、自ら有する課題、問題点等について積極的に提起され、国、他都道府県等が協働して当該課題等の解決に向けて取り組む実効性のある体制としたいと考えている。

準備・支援協議会では、各都道府県の実情、前述の都道府県における実施体制等の準備状況を適宜把握しながら、全国的・広域的な見地から必要な取り組みを進めることとしている。

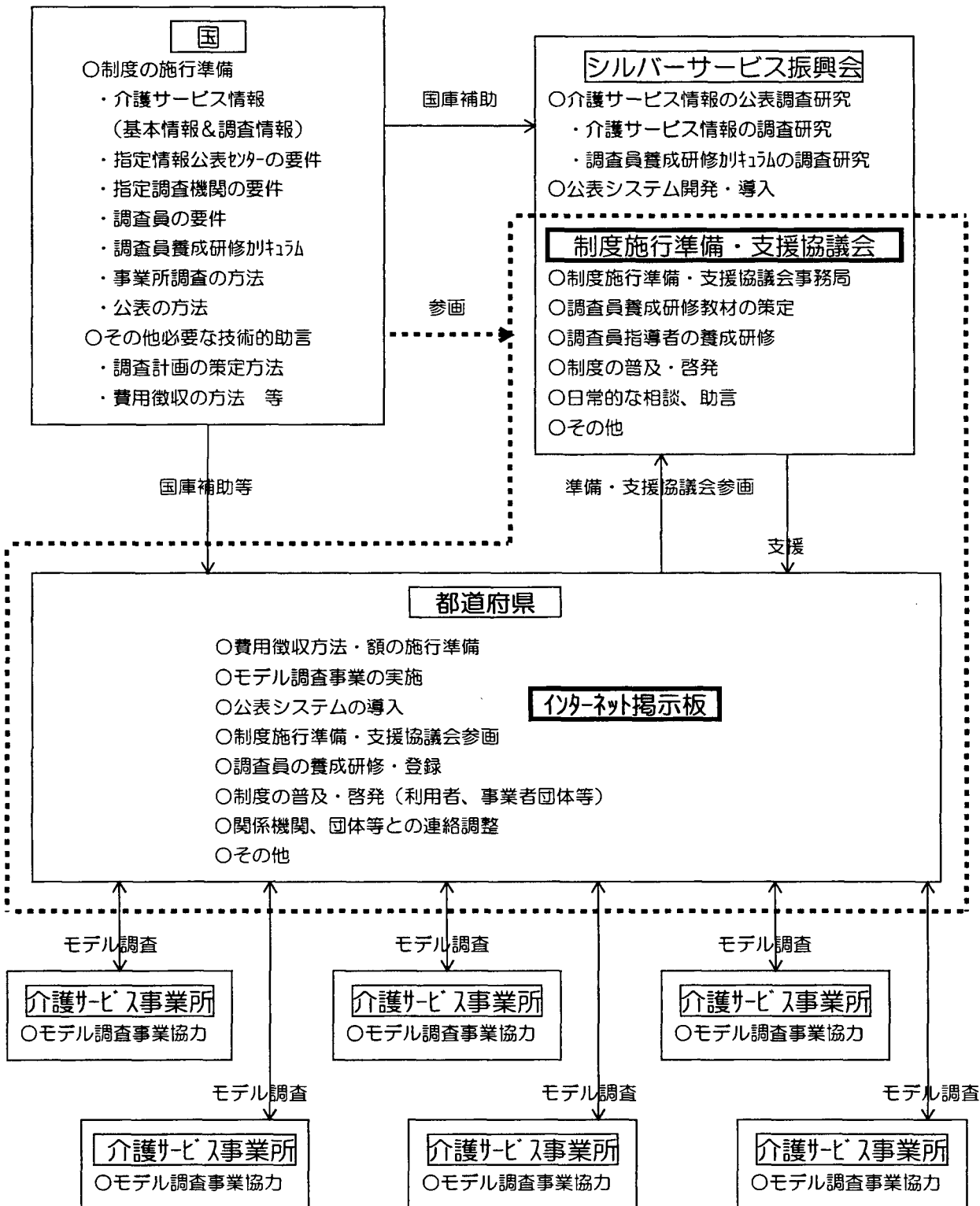
なお、準備・支援協議会には、ブロック単位等で幹事県を置き、円滑な取組みを進める必要があると考えており、幹事県を希望される都道府県は、老健局振興課介護サービス振興係宛連絡願いたい。また、準備・支援協議会の事務局は振興会とすることとしている。準備・支援協議会は、年度内に3～4回程度開催が必要であると考えられているが、開催日程については別途事務局よりお知らせする。

(準備・支援協議会の取組例)

- 各都道府県の実情、準備状況等に関する情報交換、協議
- 調査員指導者の養成・配置に関する取組
- 調査員養成に関する取組
- 調査員養成研修教材の開発に関する取組
- 調査マニュアル等の開発に関する取組
- 利用者、事業者等に対する制度の普及・啓発に関する取組

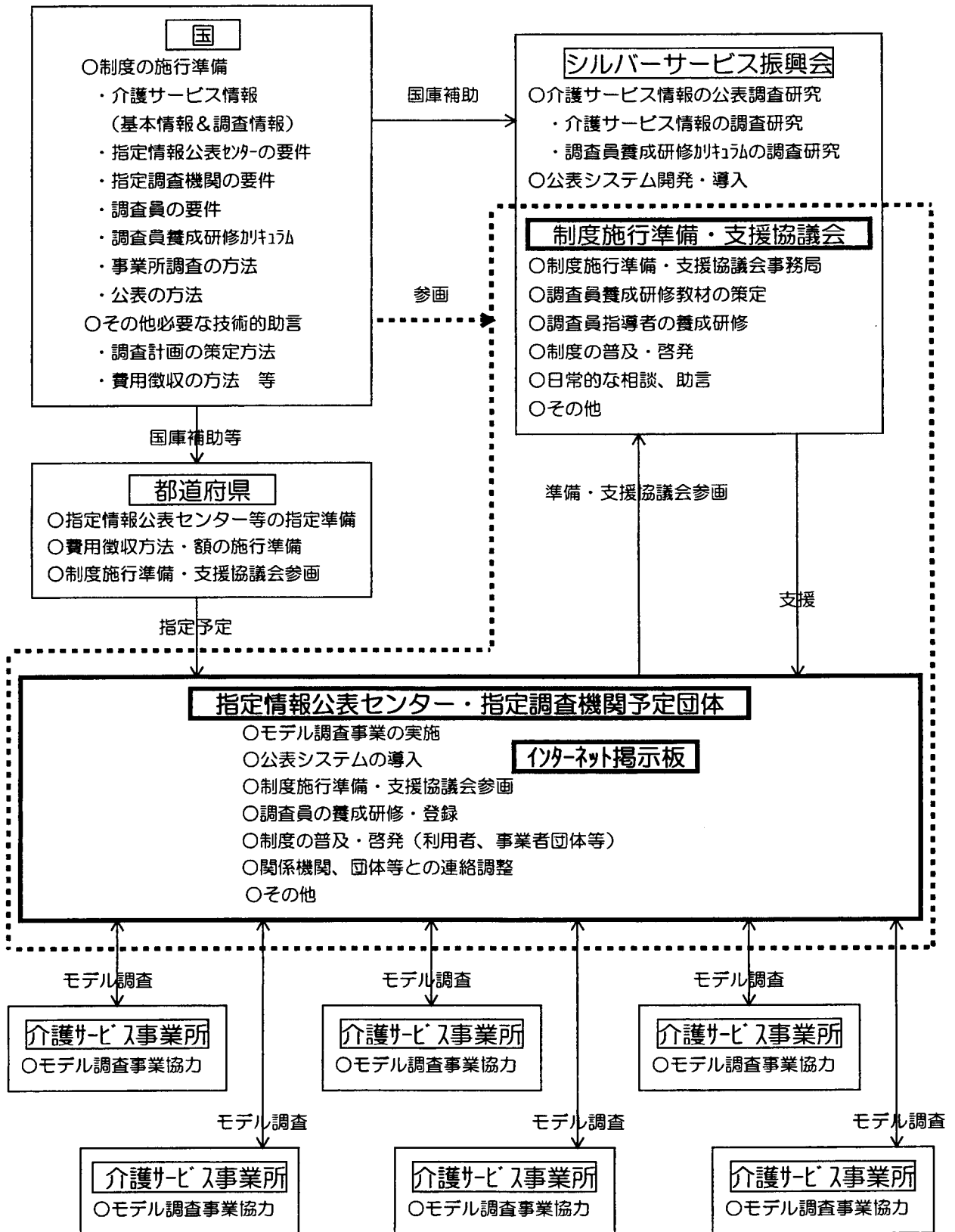
### 平成17年度「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援体制の例1 (都道府県自ら情報の公表及び事業所調査の実施を予定する例)

※太字部分は、新たに必要となる機関等



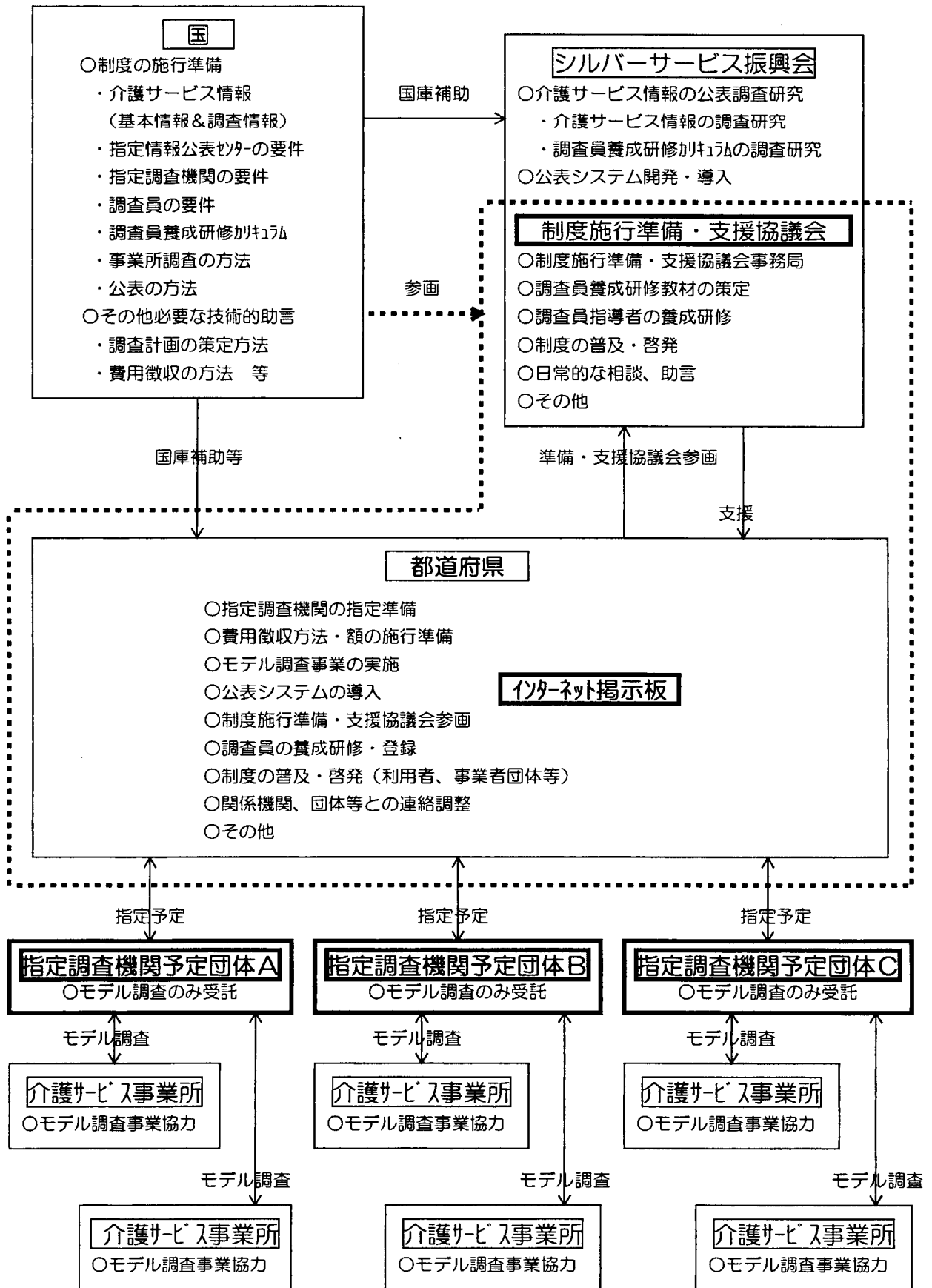
平成17年度「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援体制の例2  
 (指定情報公表センター及び指定調査機関の指定を同一団体に予定する例)

※太字部分は、新たに必要となる機関



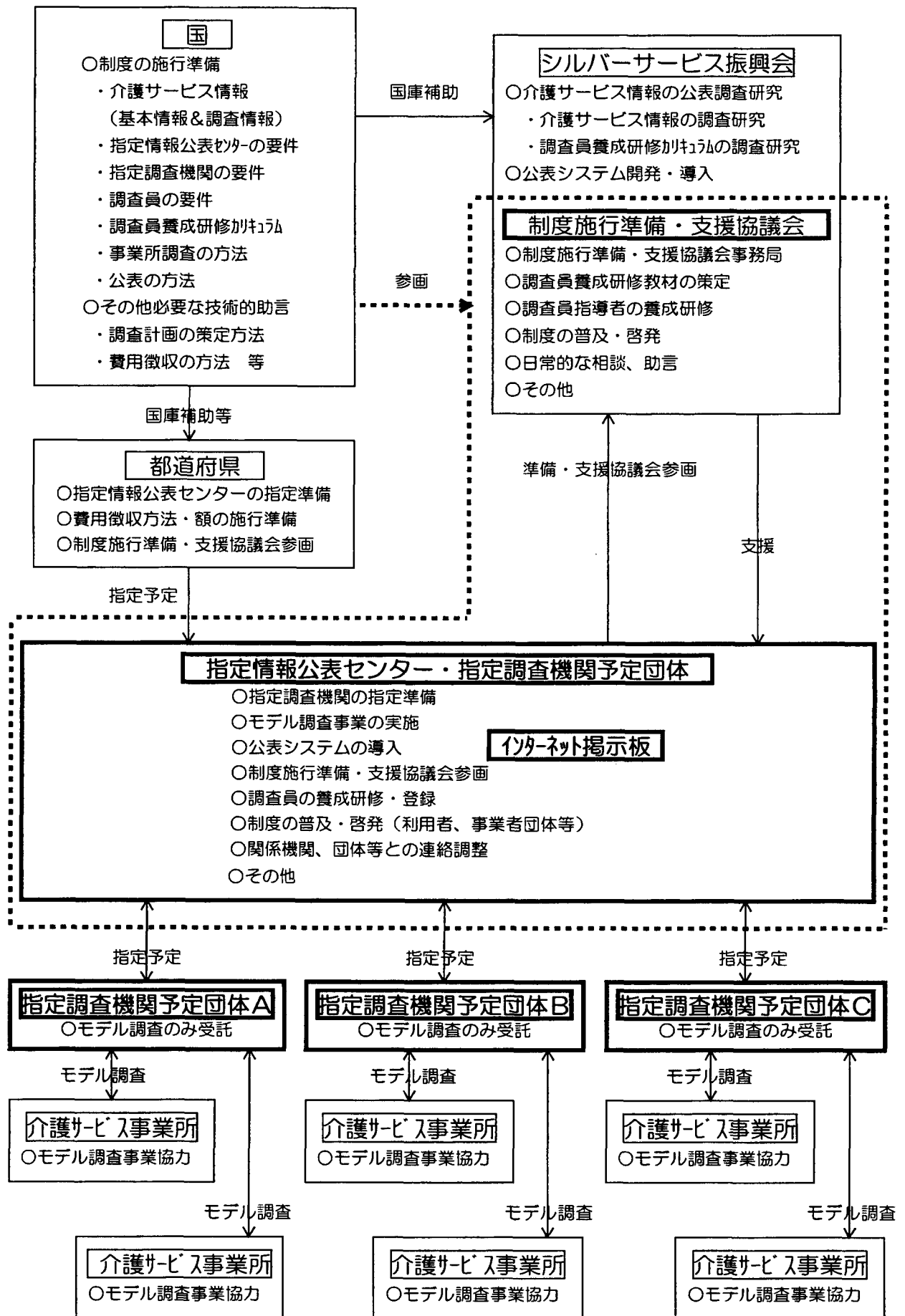
平成17年度「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援体制の例3  
 (情報の公表は都道府県が自ら実施し、指定調査機関の指定を予定する例)

※太字部分は、新たに必要となる機関



平成17年度「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援体制の例4  
 (指定情報公表センター及び指定調査機関それぞれの指定を予定する例)

※太字部分は、新たに必要となる機関



## 2 平成17年度国庫補助事業について

### (1) 実施要綱(案)及び交付要綱(案)

#### ア 「介護サービス情報の公表」制度推進事業(仮称) (介護予防・地域支え合い事業)

「介護サービス情報の公表」制度推進事業(仮称)実施要綱(案)
--------------------------------

#### ア 目的

この事業は、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、介護サービスに関するモデル調査を実施し、調査内容等の検証を行うとともに、「介護サービス情報の公表」制度の円滑かつ適切な施行準備を推進することを目的とする。

#### イ 実施主体

事業の実施主体は、都道府県とする。但し、事業の全部又は一部を指定情報公表センターの指定を予定している法人等に委託することができる。

#### ウ 事業内容

##### 1. モデル調査事業

##### (ア) モデル調査の実施

##### ① 調査対象

調査対象事業所は下記のとおりとする。

a 指定訪問看護事業所

b 指定特定施設入所者生活介護事業所(軽費老人ホームで実施されているものに限る。)

c 指定居宅介護支援事業所

##### ② 実施箇所数

調査対象事業所毎に3箇所とする。

##### ③ 調査対象事業所の選定

調査対象事業所は、別紙1「調査対象事業所・及び調査候補者選定基準」(以下、「選定基準」という。)により選定し、調査対象事業所の同意を得て決定するものとする。

##### ④ 実施方法

a 各調査対象事業所毎の調査体制

1 事業所当たり調査員2名1組で訪問調査を実施するものとする。

b 調査日数

1 調査当たり訪問調査日数は概ね1日とする。

##### ⑤ 調査様式

別に定める調査対象事業所毎の調査様式により実施するものとする。

##### ⑥ その他

調査スケジュールが確定し次第厚生労働省へ報告するものとする。

(4) モデル調査事業調査員の養成等

① モデル調査事業調査員候補者の選定

モデル調査事業調査員候補者は、別紙1「選定基準」により選定し、モデル調査事業調査員候補者の同意を得て決定するものとする。

なお、モデル調査事業調査員候補者の選定に当たっては、同業他社の役員・職員ではない者とするよう配慮するとともに、1つのサービス当たり4名とし、可能な限り制度施行を踏まえた選定とすること。

② 基礎研修の実施

都道府県は、モデル調査事業調査員候補者に対し、社団法人シルバーサービス振興会（以下「振興会」という。）が実施するモデル調査事業調査員養成中央研修（以下「中央研修」という。）の前に、別紙2『「介護サービス情報の公表」モデル調査事業調査員の基礎研修について』に定めるところにより、介護保険制度の理念、サービス提供の流れ及び調査対象事業所・施設に関する基礎知識等に関する基礎研修を実施するものとする。

なお、これらの知識を十分に有すると認められる者については、基礎研修の受講を免除して差し支えない。

③ 中央研修への派遣

都道府県は、モデル調査事業調査員候補者を中央研修へ派遣する。

④ 事前説明会の開催

都道府県は、中央研修を修了したモデル調査事業調査員、調査対象事業所に対して事前説明会を開催し、訪問調査の日程調整等を行う。

(ウ) 都道府県検証会議の開催

① 内容

調査結果を集約・整理し、事業所情報公表項目等の検証を行うものとする。

② 構成

都道府県職員、指定情報公表センターの指定を予定している法人、調査員、調査対象事業所職員等で構成するものとする。

③ 報告書の作成

報告書を作成し、厚生労働省へ提出する。

2. 制度施行準備・支援事業

「介護サービス情報の公表」制度の円滑かつ適切な施行準備を推進するため、次の事業を実施する。

(ア) 調査員の養成研修の実施

(イ) 調査員指導者の養成等

(ウ) 制度の普及・啓発事業

(エ) その他、制度施行の準備・支援に必要な事業

エ 実施上の留意点

(ア) モデル調査事業の実施に当たっては、制度施行時の実施方法、実施体制等を念頭



に置いた体制で実施するように努めること。但し、調査対象事業所が特定される形での調査結果の公表及び調査対象事業所からの調査費用の徴収は行わないこと。

- (4) 本事業の関係者は、正当な理由なしに本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、本事業実施における利用者及び利用者家族の個人情報の取り扱いについては別に定めるものとする。

## 調査対象事業所及び調査員候補者選定基準

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
指定訪問看護	<p>次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <p>1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等）</p> <p>2. 上記以外の者</p>	<p>3箇所とし、訪問看護ステーションの中から、次の経営主体について、偏らないように配慮して選定すること （経営主体の形態）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人</li> <li>・医療法人</li> <li>・営利法人</li> </ul> <p>(注)事業所の規模についても、都道府県の実情に応じて幅が出るよう配慮して選定すること</p>
指定特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）	同 上	<p>3箇所とし、運営の形態（独立型、併設型）等に配慮して選定すること</p>
指定居宅介護支援	同 上	<p>3箇所とし、次の経営主体について偏らないように配慮するとともに、運営の形態（独立型、併設型）についても偏らないように配慮して選定すること。 （経営主体の形態）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人</li> <li>・医療法人</li> <li>・営利法人</li> </ul> <p>(注)事業所の規模についても、都道府県の実情に応じて幅が出るよう配慮して選定すること</p>

「介護サービス情報の公表」モデル調査事業調査員の基礎研修について

1 目的

「介護サービス情報の公表」モデル調査事業の調査員候補者が、介護保険制度に関する基礎的な知識等を習得することを目的とする。

2 実施主体

研修の実施主体は都道府県とする。なお、都道府県が適当と認める団体に委託することができる。

3 研修受講対象者

研修の受講対象者は、中央研修受講予定者とする。但し、介護保険制度に関する基礎知識を十分に有すると認められる者については、基礎研修の受講を免除して差し支えない。

4 実施時期

別途連絡する中央研修の実施前に実施するものとする。

5 研修内容及び研修教材

(1) 研修内容

研修内容は、次の内容を基本とし、適宜構成するものとする。

- 介護保険制度の理念
- サービス提供の流れ
  - ・ 要介護認定
  - ・ 保険給付の種類と内容等
  - ・ ケアマネジメントの機能
  - ・ ケアマネジメントの方法論
- 調査対象サービスに関する基礎知識
  - ・ 事業者及び施設に関する規定
  - ・ 各サービスの基礎知識

指定訪問看護、指定特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）、指定居宅介護支援のうち、各調査員の調査対象事業所に関する内容

(2) 研修教材

研修教材は、各都道府県において適宜選定すること。

6 講師

研修講師については、次の者の中から適宜選考するものとする。

- ・ 都道府県の介護保険担当職員
- ・ 介護支援専門員として都道府県により登録されている者
- ・ 平成16年度に「介護サービスの情報開示の標準化」都道府県モデル事業における研修を受講した者
- ・ その他、介護保険制度や調査対象事業所に関する知識を有する者であって、都道府県が適当と認める者

「介護サービス情報の公表」制度推進事業（仮称）交付要綱（案）

在宅福祉事業費補助金交付要綱（案）

（抜粋）

3 この補助金は次の事業を対象とする。

～（略）～

1 区分	2 細分	3 種目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 補助率
在宅福祉事業	介護予防・地域支援 合い事業費	介護予防・地域支援 合い事業費（都道府県・指定都市事業）	(11)「介護サービス情報の公表」制度推進事業（仮称） ①モデル調査事業 ②制度施行準備・支援事業  1か所当たり 厚生労働大臣が必要と認めた額	「介護サービス情報の公表」制度推進事業（仮称）に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1/2

## イ 介護サービス情報の公表システム整備事業

### 介護サービスの情報開示支援事業（情報の公表）実施要綱（案）

#### 1 目的

都道府県が、利用者の選択に資する介護サービス情報を公表する仕組みを整備することを支援するため、各都道府県に共通する介護サービス情報の公表システムを開発するとともに、当該情報を全国的な見地から集積し分析するシステムを構築する費用を補助することにより、介護サービス情報の公表の仕組みの円滑な施行を支援することを目的とする。

#### 2 実施主体

都道府県とする。ただし、指定情報公表センターを指定する予定の都道府県にあっては、当該指定を行う予定の法人に委託することができるものとする。

#### 3 事業内容

（注）具体的に都道府県において導入することとなる介護サービス情報公表システムの内容、導入スケジュール等については、社団法人シルバーサービス振興会が別途開発する仕様書等が明らかになった段階でお知らせする。

#### 4 留意点

- (ア) 公表システムの基本仕様以外に各都道府県の実情に応じて必要となる費用については本事業の対象とはしないこと。
- (イ) 公表システムの構築に当たり、データベースサーバ等、既存の機器を使用することは差し支えない。

**介護サービスの情報開示支援事業交付要綱（案）**

**介護保険事業費補助金交付要綱（案）**  
（抜粋）

3 この補助金は次の事業を対象とする。

～（略）～

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
介護サービスの情報開示支援事業 （都道府県分）	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護サービスの情報開示支援事業（都道府県分）に必要な役務費、備品購入費、消耗品費、通信運搬費及び委託料	1 / 2

## (2) 国庫補助事業の具体的内容等

### ア 「介護サービス情報の公表」推進事業（仮称）

#### (ア) モデル調査事業

##### a 事業内容

平成17年度においては、平成16年度に事業所情報公表項目案の検討を行った3サービスを対象とするモデル調査事業を実施する。本年度のモデル調査事業では、事業所情報公表項目案の検証を行うとともに、訪問調査を行う調査員の構成、調査員養成研修カリキュラム、実施体制等について、昨年度に引き続き検証を行うこととしている。本年度は特に、指定情報公表センターの指定が予定される団体を実施主体とするなどにより、事業運営上の具体的な課題を抽出されたい。

なお、本年度は、1次モデル事業は実施しないこととしており、6月29日（水）から7月1日（金）まで居宅介護支援、7月4日（月）から6日（水）まで訪問看護、7月11日（月）から13日（水）まで特定施設入所者生活介護・軽費老人ホームの順で、モデル調査事業調査員中央研修を行うこととしている。各都道府県においては、モデル調査事業調査員の選定、必要に応じた基礎研修の実施、中央研修会への派遣等について、速やかな手続きをお願いしたい。中央研修受講調査員については、6月初旬頃には把握することとしているので了知されたい。

モデル調査事業では、次のような流れで、各種課題を抽出する予定である。なお、各種調査票については、振興会が実施する中央研修会においてお示しするので了知されたい。

また、調査結果の集計については、各都道府県において適宜実施するとともに、本年度は、振興会が行う調査研究事業の中で全国集計を行うことを予定しているため、ある程度の調査結果が取りまとめられた段階で適宜振興会宛送付願いたい。

**【各種調査票による課題の抽出】**

1 基本情報項目調査票（事業所用）

基本情報項目について、事業所が記入するに当たっての問題点の抽出

2 調査情報項目調査票（事業所・調査員共通）

- ・事業所において、予め記載されている確認のための材料に基づく事実確認及び予め記載されていない確認のための材料の抽出
- ・調査員が行う確認のための材料の事実確認における問題点の有無の抽出

3 総括調査票（事業所用）

事業所が訪問調査を受けるに当たっての負担、訪問調査の内容等に係る問題点の抽出

4 総括調査票（調査員用）

調査員養成研修の内容、訪問調査を行う調査員の構成、調査業務の量、訪問調査の内容等に係る問題点の抽出



**【検証会議における意見の抽出】**

1 各種調査票に基づいて、調査票の記載が困難な項目に関する意見、調査票記載内容に関する補足的意見等を抽出

- ・事業所からの意見
- ・調査員からの意見

2 都道府県（及び事業受託団体）と調査員及び事業所との間で、次の事項に関する意見交換を行い、そこで得られる意見等を抽出



- ・実施体制に関する意見
- ・事業全体の運営方法に関する意見
- ・その他



**【報告書の作成】**

(注) 適宜、調査対象サービスごとに区分して記載

1 各種調査票の集計結果

- ① 基本情報項目調査票（項目記載上の問題点）の集計結果
- ② 調査情報項目調査票の集計結果
- ③ 総括調査票（事業所用）の集計結果
- ④ 総括調査票（調査員用）の集計結果

2 検証会議における意見

- ① 事業所からの意見
- ② 調査員からの意見

3 都道府県における意見（1、2等を踏まえた次の①から⑥に関する総括的意見）

- ① 実施主体の業務に関する意見
- ② 実施体制に関する意見
- ③ 調査方法に関する意見
- ④ 訪問調査を行う調査員の構成に関する意見
- ⑤ 事業所情報公表項目に関する意見
- ⑥ 情報の公表方法に関する意見

## a モデル調査実施に当たっての留意点

### (a) 個人情報の取扱い

事業所の訪問調査においては、本来は、事業所が保有する利用者又は家族に関する個人情報を閲覧する機会があるが、事業所には、指定基準の規定に基づく守秘義務がある。

このため、モデル調査事業実施に当たっては、事業所は、事業所が自ら調査情報項目を記入する際に用いた確認のための材料のうち、個人を特定する情報を削除したサンプル1部を事前に準備するものとする（すなわち、モデル調査事業においては、個人情報の閲覧は行わない。）。

#### 【指定基準の規定】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年3月31日 厚生省令第37号)

(秘密保持等)

第33条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

### (b) 守秘義務の取扱い

調査員は、訪問調査に当たり、事業所の運営内容等を知り得る立場にあることから、都道府県又は事業受託団体と調査員との間にお

いて、モデル事業実施に当たっての守秘義務に係る誓約書を取り交わすこととする。

また、誓約書の様式例を次のとおり示すので参考にされたい。

なお、本事業を委託により実施する都道府県にあつては、事業受託団体と委託契約上、守秘義務に関する定めを置くこととする。

(様式例)

## 誓 約 書

「介護サービスの情報開示の標準化」都道府県モデル事業における事業所の調査に当たり、次のとおり誓約します。

調査に携わったことにより知り得た次の情報について、当該事業を遂行する者以外の第三者に漏洩しないとともに、当該事業の目的以外に使用しない。

また、当該事業終了後においても同様とする。

- ・利用者及び家族の個人情報
- ・事業者の業務内容、経営内容等の情報
- ・その他、調査を通じて知り得た情報

平成 年 月 日

実施主体

代表者 殿

住所

調査員氏名 印

**(c) 報告書の送付**

各モデル調査事業の実施結果を取りまとめた報告書については、平成17年9月30日（金）までに、当職宛送付願いたい。

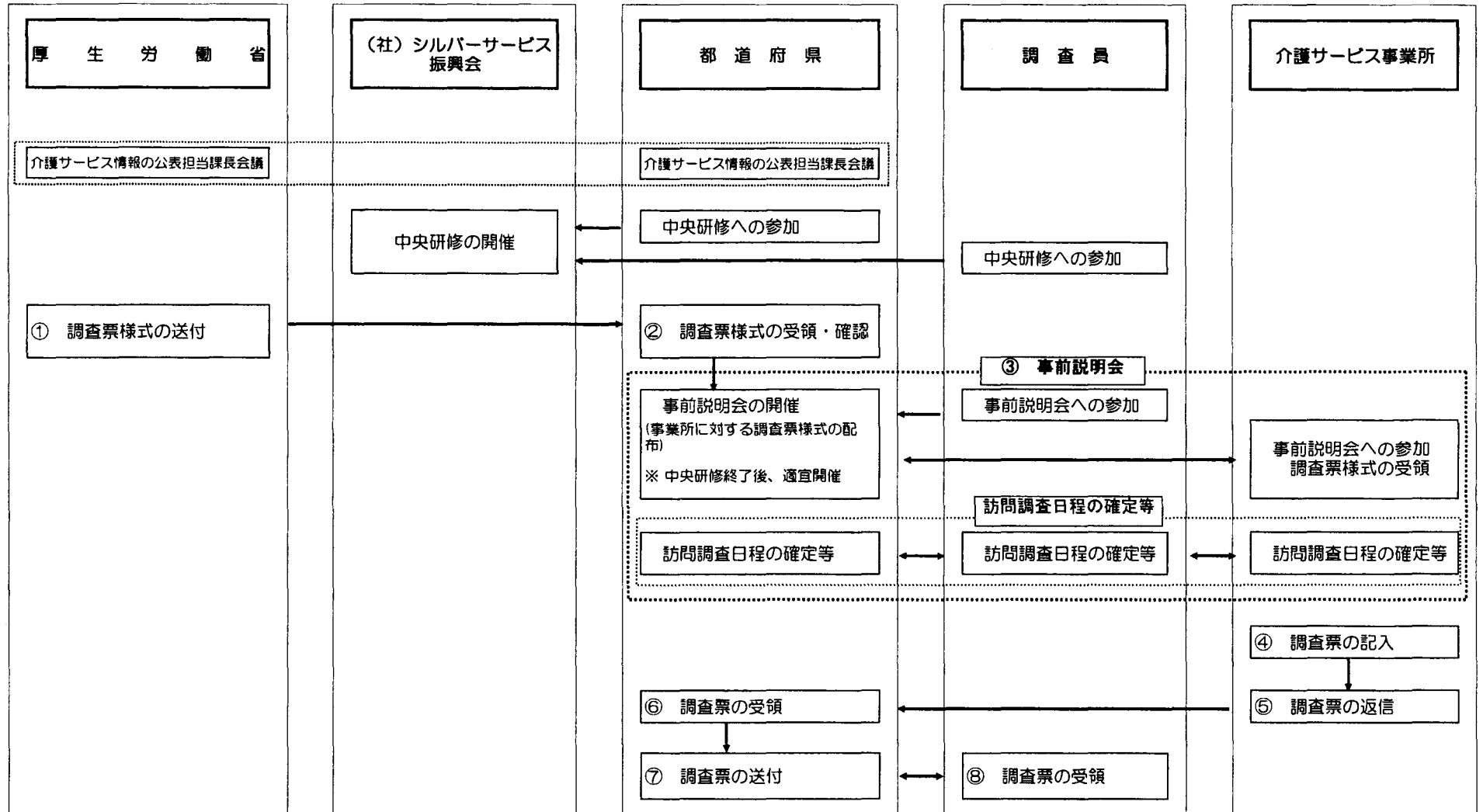
**(d) モデル調査事業の実施要領（案）**

モデル調査事業の流れ、実施要領（案）は、以下に示すとおりである。

(3) 都道府県モデル事業の流れ

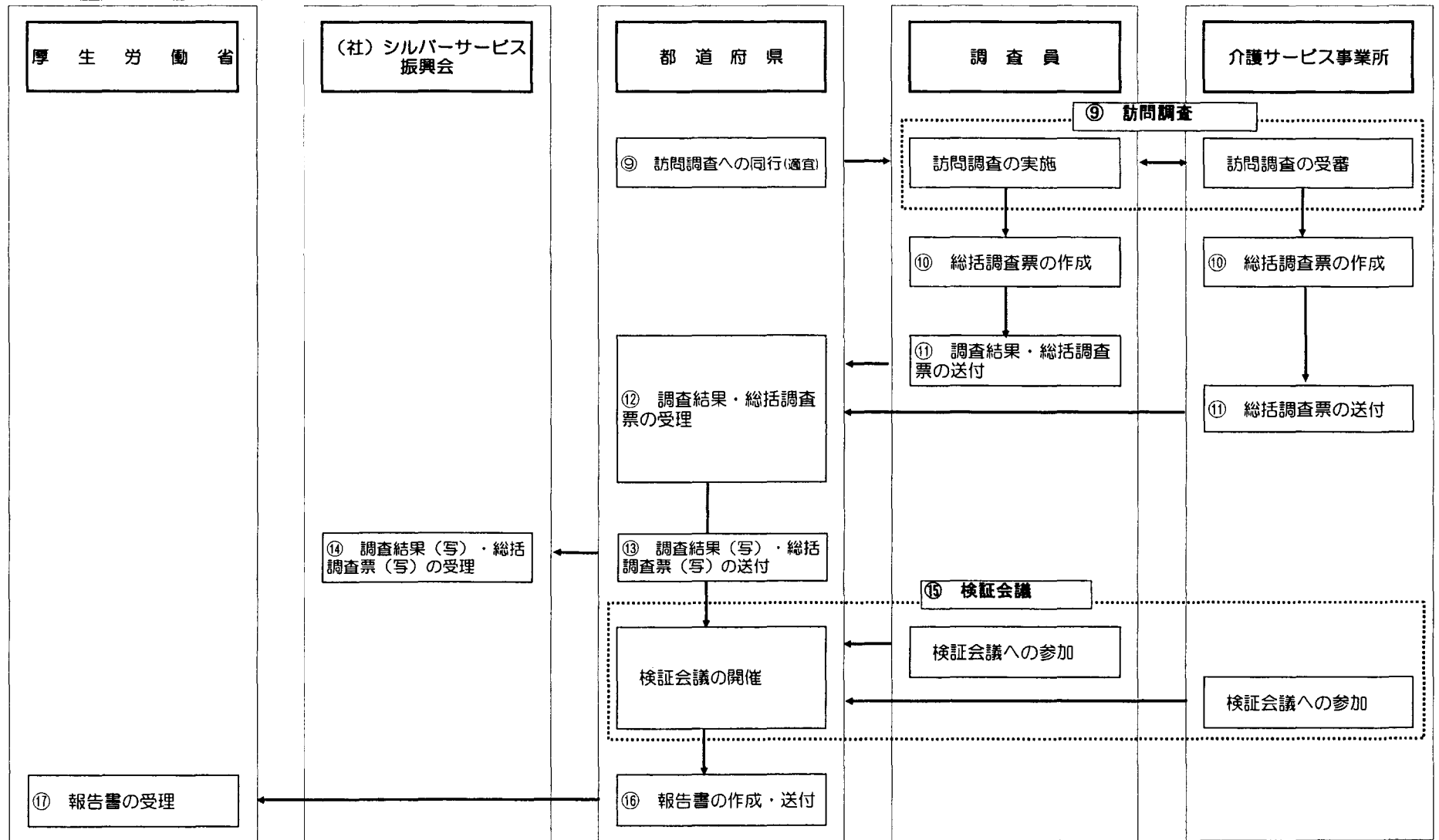
都道府県モデル事業の実施方法・手順

【モデル調査-1】



# 都道府県モデル事業の実施方法・手順

## 【モデル調査-2】



(3) モデル調査事業の実施要領（案）

スケジュール項目	実 施 内 容	留意点												
<p>モデル調査事業の目的</p>	<p>利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する情報を円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、介護サービスに関するモデル調査を実施し、調査内容、訪問調査を行う調査員の構成、研修カリキュラム、実施体制等の検証を行うこと。</p>													
<p>中央研修への参加</p>	<p>1. 日程及び会場</p> <table border="1" data-bbox="496 696 1326 1025"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>対象サービス</th> <th>会場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6/29～7/1 ㊟～㊿</td> <td>居宅介護支援</td> <td>池袋サンシャイン</td> </tr> <tr> <td>7/4～7/6 ㊿～㊿</td> <td>訪問看護</td> <td>池袋サンシャイン</td> </tr> <tr> <td>7/11～7/13 ㊿～㊿</td> <td>特定施設入所者生活介護 (軽費老人ホーム)</td> <td>池袋サンシャイン</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県職員の参加者数は、会場規模の都合により全サービスを通じて原則2名とする。 なお、事業を委託している場合は、受託団体の職員が都道府県職員と同行して差し支えないが、その場合であっても、合計2名以内とする。</li> <li>中央研修修了者については、社団法人シルバーサービス振興会から都道府県に対して研修修了者名簿が送付されることとなる。(調査員個人に対する修了証の交付は行われない。)</li> </ul>	開催日	対象サービス	会場	6/29～7/1 ㊟～㊿	居宅介護支援	池袋サンシャイン	7/4～7/6 ㊿～㊿	訪問看護	池袋サンシャイン	7/11～7/13 ㊿～㊿	特定施設入所者生活介護 (軽費老人ホーム)	池袋サンシャイン	
開催日	対象サービス	会場												
6/29～7/1 ㊟～㊿	居宅介護支援	池袋サンシャイン												
7/4～7/6 ㊿～㊿	訪問看護	池袋サンシャイン												
7/11～7/13 ㊿～㊿	特定施設入所者生活介護 (軽費老人ホーム)	池袋サンシャイン												
<p>①調査票様式の送付 ②調査票様式の受領・確認</p>	<p>1. 日程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各サービス用調査票様式が完成次第、当職から都道府県に対して速やかに送付する。</li> </ul> <p>2. 手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査票様式の送付 各調査票様式等は原則電子媒体にて送付する。(①基本情報項目、②調査情報項目、③総括調査票(調査員用)、④総括調査票(事業所用)⑤その他必要書類)</li> </ul>													



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票様式の受領・確認 都道府県は、調査票様式受領後速やかに確認し、受領した旨を当職宛に連絡する。</li> </ul>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>③事前説明会の開催</p> </div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 内容 事前説明会は、調査員及び事業所に対し、本モデル事業の趣旨の徹底、理解の促進を図る観点からの説明を行うとともに、訪問調査の日程、段取り等を確認するために実施する。</li> <li>2. 日程 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央研修終了後、1日程度で実施する</li> <li>・各サービス毎の開催、複数サービスをまとめて開催、全サービス同時開催等適宜開催して差し支えない。</li> </ul> </li> <li>3. 参加者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査員、事業者及び都道府県（及び事業受託団体）担当者等とする。</li> </ul> </li> <li>4. 手順 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要書類の配布 (調査員) <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括調査票（調査員用） (基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票については、事業所が記入した後配布)</li> <li>・委嘱状等（各都道府県の実情に応じて）</li> <li>・守秘義務遵守に関する誓約書（様式例参照）</li> <li>・その他（必要に応じて当職より送付する資料）</li> </ul> </li> <li>・(事業所) <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票様式 (①基本情報項目、②調査情報項目、③総括調査票（事業所用）)</li> <li>・その他（必要に応じて当職より送付する資料）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業の趣旨説明 中央研修会資料等に基づき、調査員及び事業所に対する「介護サービス情報の公表」制度の趣旨・目的、モデル調査の趣旨・目的、内容等についての説明を行う。</li> </ul>	

・訪問調査日程の確定等

(事業所からの調査票の提出期限)

都道府県と事業所との間で、事業所が記入した基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票の提出期限を定めておく。(基本的に、事前説明会終了後、速やかな記入を依頼する。)

また、総括調査票(事業所用)は、訪問調査終了後速やかに送付することとして定めておく。

(訪問調査の日程調整)

訪問調査の日程調整は、関係者が一堂に会する事前説明会時に行っておくことが望ましい。

また、実際の訪問調査は事前説明会終了後から8月末の間で適宜実施する。

(調査員からの調査結果の提出期限)

訪問調査終了後速やかに、基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票については、各訪問調査終了後速やかに都道府県へ送付することとして定めておく。

また、総括調査票(調査員用)については、各調査員が担当する全ての訪問調査終了後速やかに送付することとして定めておく。

(検証会議の日程調整)

検証会議の日程調整についても、事前説明会時に調整しておくことが望ましい。

・調査結果の取扱い方法

調査員に対し、調査結果については(写)をとらず、全て都道府県へ提出させるよう徹底する。

④調査票の記入  
⑤～⑧調査票の送付等

(実施手順)

- ① 事業所は、基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票について自ら記入する。
- ② 事業所は、調査票記入後、都道府県へ提出する。
- ③ 都道府県は、調査票の受理後、記入内容を確認し、無記入欄がある場合には、事業所へ確認の上、都道府県において記入する。

	<p>④ 都道府県は、事業所から提出された調査票について、各調査員用1部ずつ（合計2部）をコピーし、調査員へ送付する。</p>	
<p>⑨訪問調査の実施</p>	<p>(実施手順)</p> <p>① 各調査員による調査票の確認</p> <p>② 調査員間の事前打ち合わせ 必要に応じて、調査員間でヒアリングの役割分担等の事前打合せを行う。</p> <p>③ 訪問調査の実施 訪問調査は、中央研修の内容に即して実施する。</p> <p>④ 都道府県職員の訪問調査への同行 都道府県職員は、適宜訪問調査へ同行して差し支えない。</p>	
<p>⑩総括調査票の作成</p>	<p>(実施手順)</p> <p>調査員及び事業所は、訪問調査終了後速やかに、各総括調査票を記入する。</p>	
<p>⑪調査結果・総括調査票の送付</p>	<p>(実施手順)</p> <p>・調査員 調査員は、基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票を都道府県へ送付する。 また、調査員が担当する全ての訪問調査終了後速やかに総括調査票（調査員用）を都道府県へ送付する。</p> <p>・事業所 事業所は、訪問調査終了後速やかに、総括調査票（事業所用）を都道府県へ送付する。</p>	
<p>⑫調査結果・総括調査票の受理 ⑬調査結果（写）の送付</p>	<p>(実施手順)</p> <p>・調査員からの調査結果・総括調査票</p> <p>① 都道府県は、調査票の受理後、記入内容を確認し、無記入欄がある場合には、調査員へ確認の上、都道府県において記入する。</p> <p>② 都道府県は、調査員からの調査結果（基本情報項目調査票（写）、調査情報項目調査票（写）、総括調査票（写））を適</p>	

	<p>宜取りまとめ、社団法人シルバーサービス振興会宛に送付する。(社団法人シルバーサービス振興会において集計を行うこととしている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所からの総括調査票 <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県は、事業所からの総括調査票を適宜取りまとめ、社団法人シルバーサービス振興会宛に送付する。</li> </ul> </li> </ul>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">⑮検証会議の開催</div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 内容 <p>調査結果及び課題を集約・整理し、事業主体の業務、実施体制、調査方法、調査員の構成、事業所情報公表項目案等の検証を行う。</p> </li> <li>2 日程 <p>訪問調査終了後、各サービス毎に時間を設けて実施する。</p> </li> <li>3 参加者 <p>調査員、事業者、都道府県（及び事業受託団体）担当者等</p> </li> <li>4 資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本情報項目調査票調査結果</li> <li>・調査情報項目調査結果</li> <li>・総括調査票（事業所用）調査結果</li> <li>・総括調査票（調査員用）調査結果</li> <li>・その他</li> </ul> </li> <li>5 手順 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所から、各種調査票に記載することが困難な意見、調査票記載内容の補足的な意見等を集約する。</li> <li>・調査員から、各種調査票に記載することが困難な意見、調査票記載内容の補足的な意見等を集約する。</li> <li>・都道府県（及び事業受託団体）と調査員及び事業所との間で、実施体制、事業全体の運営等の問題点等を意見交換する。</li> </ul> </li> </ol>	

## (イ) 制度施行準備・支援事業

本事業は、都道府県や指定情報公表センター予定機関等が準備・支援協議会に参画し、関係機関との連携、調整を図りながら、「介護サービス情報の公表」制度の施行準備を円滑かつ効率的に行うための事業であり、本年度新たに設ける事業である。

事業内容は、前述の『「介護サービス情報の公表」制度推進事業実施要綱（案）』のとおり予定している。なお、具体的な事業内容は、準備・支援協議会における協議結果等を踏まえて実施することとし、当該協議結果に基づく事業等を国庫補助対象としていく予定であるので、留意されたい。

### イ 介護サービス情報の公表システム整備事業

本事業は、利用者による介護サービス事業所の選択に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、都道府県単位で介護サービス情報をインターネットを通じて広く公表するシステムの開発、整備を行うとともに、中央に介護サービス情報の集積、分析、調査研究等を行うシステムの開発、整備を行うものである。

年度前半に振興会において、全都道府県共通の情報公表システムに係る仕様書（導入用CD、導入の手引き等）の開発を行い、年度後半に各都道府県において導入・整備を行う。また、各都道府県の導入・整備に当たっては、当該都道府県に関係する既存システム等がある場合、当該システムについて必要な調整を行い活用等が図られるような仕組みとすることを考えている。なお、国庫補助は、全都道府県共通のシステム導入費用に係るもののみであり、各都道府県における既存情報システム等との調整費用については国庫補助対象としないので留意されたい。

なお、具体的に都道府県において導入することとなる介護サービス情報公表システムの内容、導入スケジュール等については、振興会が別途開発する仕様書等が明らかになった段階でお知らせする。

また、指定情報公表センターの指定を予定している都道府県においては、当該予定機関との間で事前に十分協議しながら準備を進められたい。

(参考資料)

1 介護保険法改正案 (抄)

## ○ 介護保険法改正案（抄）

### 第九節 介護サービス情報の公表

#### （介護サービス情報の報告及び公表）

第百十五条の二十九 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査が終了した後、第一項の規定による報告内容及び前項の規定による調査の結果のうち厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。
- 4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知し

なければならない。

- 6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

(指定調査機関の指定)

第百十五条の三十 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、前条第二項の調査の実施に関する事務(以下「調査事務」という。)を行わせることができる。

- 2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。
- 3 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき調査事務に係る手数料を徴収する場合においては、第一項の規定により指定調査機関が行う前条第二項の調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(調査員)

第百十五条の三十一 指定調査機関は、調査事務を行うときは、厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。

- 2 調査員は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(秘密保持義務等)

第百十五条の三十二 指定調査機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ

。)若しくはその職員(調査員を含む。同項において同じ。)又はこれらの職にあ



った者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定調査機関及びその職員で調査事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第百十五条の三十三 指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(報告等)

第百十五条の三十四 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(業務の休廃止等)

第百十五条の三十五 指定調査機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定情報公表センターの指定)

第百十五条の三十六 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。
- 3 第百十五条の三十第三項及び第百十五条の三十二から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員（調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第百十五条の三十七 この節に定めるもののほか、指定調査機関及び指定情報公表セ

ンターに関し必要な事項は、政令で定める。

## 2 平成16年度都道府県モデル事業 総括調査票の集計結果

平成16年度

「介護サービスの情報開示の標準化」都道府県モデル事業

## 総括調査票の集計結果

### 内 容

- ・ 事業所・調査員意見の概要・分析
- ・ 集計結果 事業所
- ・ 集計結果 調査員
- ・ 集計結果 調査員（事業所分）

## 事業所・調査員意見の概要・分析

### 1. 事業所の意見

- ・ 事業所が、調査票の準備に要した時間は平均 11 時間 22 分、記入作成に要した時間は 3 時間 36 分で、サービスごとに若干相違があった。
- ・ 施設・事業所見学については、必要とする意見が多かった。
- ・ 2 人 1 組の調査員チームの編成については、適切との意見が 82% あった。
- ・ オリエンテーションにおける調査目的の説明はわかりやすかったという意見が 95% あった。
- ・ 調査情報項目の数は適切と思わないという意見が過半数あった。(おおむね多過ぎるとの意見。)
- ・ 調査をうけることへの抵抗感はさほどないが、負担感は認められた。
- ・ 調査をうけること自体が、サービスの向上・改善につながるという意見が 85% あった。

### 2. 調査員の意見

- ・ 都道府県モデル事業に参加した調査員の保有資格としては、介護支援専門員、介護福祉士、保健師・看護師・准看護師、社会福祉士などが多かった。
- ・ 都道府県における基礎研修については、時間も充分でよく理解できたようであった。中央研修についても理解度は高かったが、調査情報項目や調査実務等についてももう少し詳しく説明してほしいとの意見も多かった。
- ・ 2 人 1 組の調査員チームの編成については、適切との意見が 97% で、必ずしも実務経験は必要ないが、専門知識はあった方がよいという意見が多かった。
- ・ 事業所までの交通手段は、自家用車 54%、電車 20%、バス 8% となっており、所要時間は平均 2 時間 12 分であった。
- ・ 調査そのものの所要時間は、平均 3 時間 40 分、うちオリエンテーションに 18 分、見学到に 23 分程度かけている。
- ・ 提出用調査票の事前準備ならびに記入作成には、それぞれ 1 時間半程度かけている。
- ・ 事業所による資料準備や施設・事業所見学によって、スムーズな調査が図られている。

### 3. 1 次モデル事業との比較

- ・ 7 県を対象として平成 16 年 7 月に実施した 1 次モデル事業と比べると、調査票様式の簡略化によって、事業所・調査員ともに調査票の記入作成時間・調査所要時間が短縮した。
- ・ 1 次モデル事業後の項目修正の影響もあると思われるが、項目の内容や判定のしやすさに対する不満・意見は減少した。

全サービス	890	票	(3/29現在)
訪問介護	144	票	(3/29現在)
訪問入浴	79	票	(3/29現在)
福祉用具貸与	139	票	(3/29現在)
通所介護	140	票	(3/29現在)
特定施設入所者生活介護 (有料老人ホーム)	101	票	(3/29現在)
介護老人福祉施設	144	票	(3/29現在)
介護老人保健施設	143	票	(3/29現在)

I 事業所概要

【②今回の調査について】

2.1 調査票作成のための必要な資料の準備に要した時間

全サービス平均	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
11時間22分	10時間21分	8時間20分	7時間48分	9時間36分	11時間37分	16時間57分	13時間26分

2.2 実際に調査票記入に要した時間

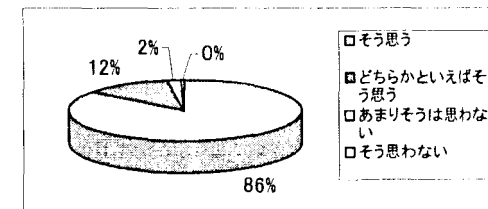
全サービス平均	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
3時間36分	4時間01分	2時間27分	2時間11分	2時間31分	3時間31分	6時間01分	3時間53分

II 施設・事業所見学について

※ 訪問介護、訪問入浴介護は除く

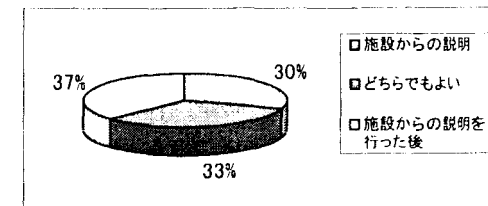
1 「施設・事業所見学」は必要か

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 そう思う	556			82	124	88	133	129
2 どちらかといえばそう思う	80			37	14	7	10	12
3 あまりそうは思わない	13			8	0	2	1	2
4 そう思わない	3			2	0	1	0	0
(未回答)	15			10	2	3	0	0



2 施設・事業所見学はいつ行ったか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 施設からの説明	198			16	31	46	59	46
2 どちらでもよい	213			62	50	27	26	48
3 施設からの説明を行った後	241			52	55	28	58	48
(未回答)	15			9	4	0	1	1



3 施設・事業所見学に要した時間

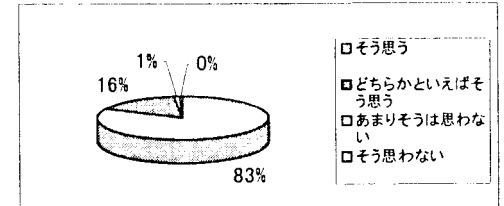
全サービス平均	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
0時間41分			0時間35分	0時間58分	0時間38分	0時間37分	0時間37分

全サービス	890 票	(3/29現在)
訪問介護	144 票	(3/29現在)
訪問入浴	79 票	(3/29現在)
福祉用具貸与	139 票	(3/29現在)
通所介護	140 票	(3/29現在)
特定施設入所者生活介護 (有料老人ホーム)	101 票	(3/29現在)
介護老人福祉施設	144 票	(3/29現在)
介護老人保健施設	143 票	(3/29現在)

### Ⅲ 調査チームについて

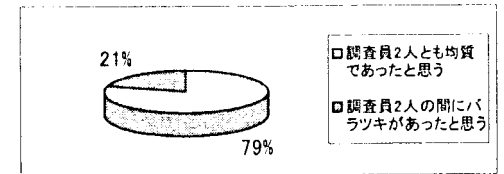
1 調査チームの編成(2人1組)は適切だと思うか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 そう思う	731	125	66	111	112	90	115	112
2 どちらかといえばそう思う	143	17	13	27	22	10	27	27
3 あまりそうは思わない	10	2	0	1	5	1	1	0
4 そう思わない	4	0	0	0	0	0	1	3
(未回答)	2	0	0	0	1	0	0	1



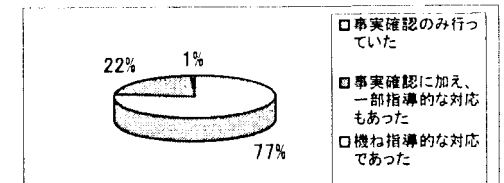
2 調査員2人の技量は均質だったと思ったか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 調査員2人とも均質であったと思う	701	117	68	111	119	75	105	106
2 調査員2人の間にバラツキがあったと思う	182	25	10	27	21	26	37	36
(未回答)	7	2	1	1	0	0	2	1



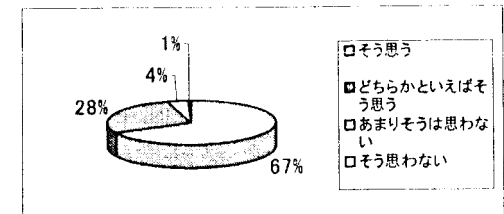
3 調査員の調査に対するスタンスは次のどれにあてはまるか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 事実確認のみ行っていた	684	100	53	108	109	77	113	124
2 事実確認に加え、一部指導的な対応もあった	198	44	24	31	29	22	31	17
3 機ね指導的な対応であった	5	0	2	0	1	2	0	0
(未回答)	3	0	0	0	1	0	0	2



4 オリエンテーションにおける調査員が行った調査目的の説明がわかりやすかったか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 そう思う	598	98	52	91	93	64	104	96
2 どちらかといえばそう思う	248	39	23	42	35	33	34	42
3 あまりそうは思わない	36	6	2	5	11	4	4	4
4 そう思わない	5	0	1	0	1	0	2	1
(未回答)	3	1	1	1	0	0	0	0

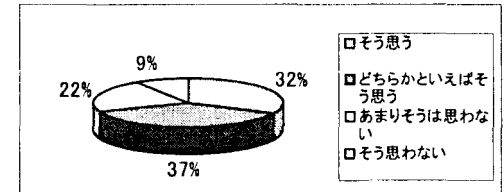


全サービス	890 票 (3/29現在)
訪問介護	144 票 (3/29現在)
訪問入浴	79 票 (3/29現在)
福祉用具貸与	139 票 (3/29現在)
通所介護	140 票 (3/29現在)
特定施設入所者生活介護 (有料老人ホーム)	101 票 (3/29現在)
介護老人福祉施設	144 票 (3/29現在)
介護老人保健施設	143 票 (3/29現在)

IV 調査内容について

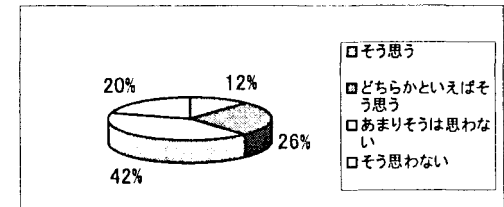
1 基本情報項目の数は適切だったと思うか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 そう思う	283	43	24	41	39	42	45	49
2 どちらかといえばそう思う	326	69	32	51	54	29	47	44
3 あまりそうは思わない	192	25	14	33	33	20	35	32
4 そう思わない	81	6	7	13	12	9	16	18
(未回答)	8	1	2	1	2	1	1	0



2 調査情報項目の数は適切だったと思うか

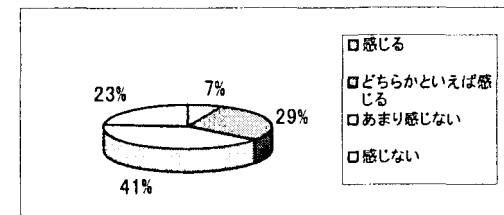
選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 そう思う	106	20	11	25	9	24	3	14
2 どちらかといえばそう思う	229	54	28	45	35	30	11	26
3 あまりそうは思わない	359	53	25	45	61	34	76	65
4 そう思わない	177	14	13	20	33	11	51	35
(未回答)	19	3	2	4	2	2	3	3



V 調査の実施について

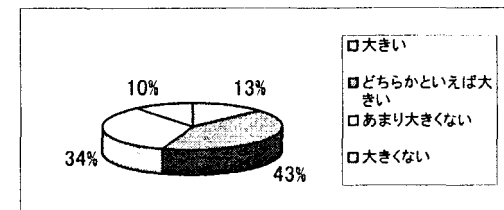
1 調査を受けることには抵抗感を感じるか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 感じる	58	5	9	10	13	6	4	11
2 どちらかといえば感じる	256	48	28	37	46	23	36	38
3 あまり感じない	364	60	25	56	49	42	76	56
4 感じない	207	28	17	35	32	30	27	38
(未回答)	5	3	0	1	0	0	1	0



2 調査を受けることは、事業所として負担が大きいのか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 大きい	117	16	16	15	17	12	24	17
2 どちらかといえば大きい	370	74	22	42	65	32	77	58
3 あまり大きくない	300	42	28	61	47	39	31	52
4 大きくない	92	10	11	21	10	18	8	14
(未回答)	11	2	2	0	1	0	4	2

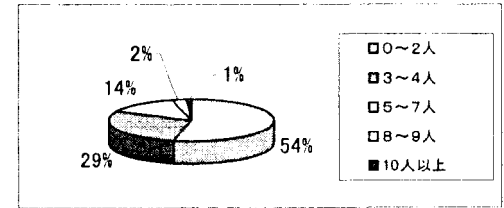




全サービス	890	票	(3/29現在)
訪問介護	144	票	(3/29現在)
訪問入浴	79	票	(3/29現在)
福祉用具貸与	139	票	(3/29現在)
通所介護	140	票	(3/29現在)
特定施設入所者生活介護 (有料老人ホーム)	101	票	(3/29現在)
介護老人福祉施設	144	票	(3/29現在)
介護老人保健施設	143	票	(3/29現在)

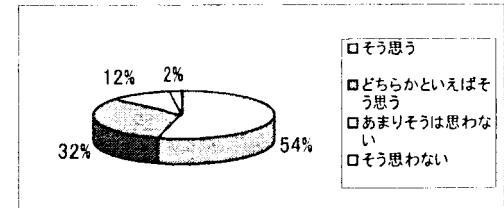
3 調査に直接対応した人数は何人が

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 0~2人	470	93	49	101	109	55	32	31
2 3~4人	259	38	29	34	27	34	49	48
3 5~7人	128	10	1	2	3	11	50	51
4 8~9人	22	0	0	2	0	1	10	9
5 10人以上	8	1	0	0	0	0	3	4
(未回答)	3	2	0	0	1	0	0	0



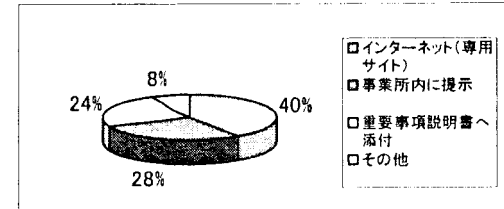
4 調査を受けること自体が、サービスの向上・改善につながると思うか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 そう思う	483	94	42	90	69	51	69	68
2 どちらかといえばそう思う	278	37	27	28	51	35	50	50
3 あまりそうは思わない	102	10	8	18	15	11	20	20
4 そう思わない	19	2	2	3	3	3	3	3
(未回答)	8	1	0	0	2	1	2	2



5 情報開示はどのような手法がよいと考えるか (※複数回答可)

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 インターネット(専用サイト)	644	97	51	104	93	70	116	113
2 事業所内に提示	449	63	37	66	70	48	87	78
3 重要事項説明書へ添付	377	69	31	56	53	60	61	47
4 その他	121	24	19	23	14	9	15	17
(未回答)	7	2	0	0	4	0	1	0

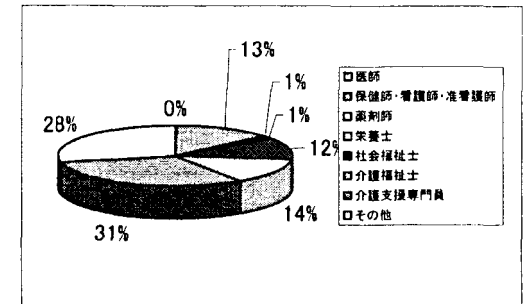


全サービス	1059	票	(3/29現在)
訪問介護	203	票	(3/29現在)
訪問入浴	138	票	(3/29現在)
福祉用具貸与	144	票	(3/29現在)
通所介護	150	票	(3/29現在)
特定施設入所者生活介護	125	票	(3/29現在)
介護老人福祉施設	151	票	(3/29現在)
介護老人保健施設	150	票	(3/29現在)

I 調査員概要

1.2 保有資格

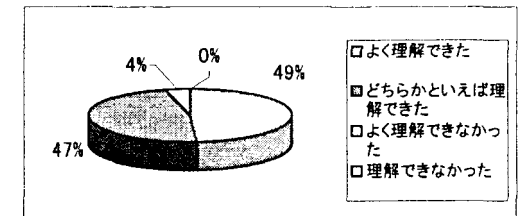
	選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1	医師	4	0	0	0	0	2	0	2
2	保健師・看護師・准看護師	191	35	26	22	29	23	25	31
3	薬剤師	11	2	2	2	1	1	1	2
4	栄養士	14	1	2	4	1	1	2	3
5	社会福祉士	169	33	26	21	20	20	23	26
6	介護福祉士	196	50	30	18	23	26	30	19
7	介護支援専門員	447	89	59	61	50	56	65	67
8	その他	411	75	46	68	59	50	56	57
			0						



II 都道府県における基礎研修について

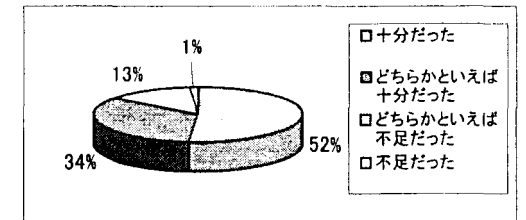
1 基礎研修の内容はよく理解できたか

	選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1	よく理解できた	267	40	30	45	39	29	37	47
2	どちらかといえば理解できた	258	55	31	32	36	31	42	31
3	よく理解できなかった	22	2	3	3	4	2	3	5
4	理解できなかった	0	0	0	0	0	0	0	0
	(無回答)	512	106	72	64	71	63	69	67



2 基礎研修の時間は十分だったか

	選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1	十分だった	277	45	32	45	38	30	41	46
2	どちらかといえば十分だった	183	35	25	19	28	22	26	28
3	どちらかといえば不足だった	72	15	7	13	10	11	11	5
4	不足だった	7	1	0	1	1	0	3	1
	(無回答)	520	107	72	66	73	62	70	70

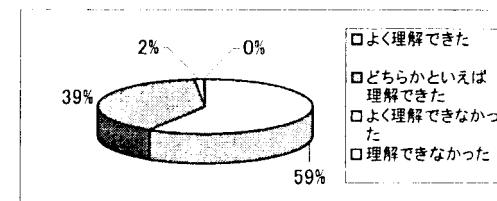


全サービス	1059	票	(3/29現在)
訪問介護	203	票	(3/29現在)
訪問入浴	136	票	(3/29現在)
福祉用具貸与	144	票	(3/29現在)
通所介護	150	票	(3/29現在)
特定施設入所者生活介護	125	票	(3/29現在)
介護老人福祉施設	151	票	(3/29現在)
介護老人保健施設	150	票	(3/29現在)

Ⅲ 中央研修について

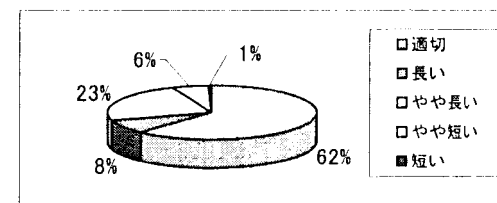
1 中央研修のカリキュラム「第三者評価と情報開示の標準化の制度概論」は理解できたか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 よく理解できた	620	105	80	93	96	70	82	94
2 どちらかといえば理解できた	417	93	52	50	52	53	64	53
3 よく理解できなかった	17	3	4	1	1	2	4	2
4 理解できなかった	2	0	0	0	0	0	1	1
(無回答)	3	2	0	0	1	0	0	0



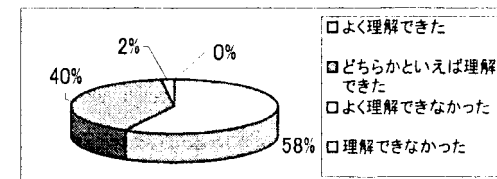
1.2 時間配分はどうか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 適切	654	125	81	90	93	79	84	102
2 長い	88	16	12	14	11	11	16	8
3 やや長い	245	51	35	32	33	27	37	30
4 やや短い	62	10	8	6	10	7	12	9
5 短い	6	0	0	1	1	1	2	1
(無回答)	4	1	0	1	2	0	0	0



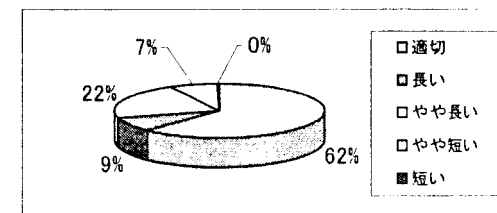
2 中央研修のカリキュラム「情報開示の標準化都道府県モデル事業の概要」は理解できたか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 よく理解できた	610	111	80	86	96	74	79	84
2 どちらかといえば理解できた	425	89	52	55	51	49	68	61
3 よく理解できなかった	19	2	3	2	2	2	4	4
4 理解できなかった	1	1	0	0	0	0	0	0
(無回答)	4	0	1	1	1	0	0	1



2.2 時間配分はどうか

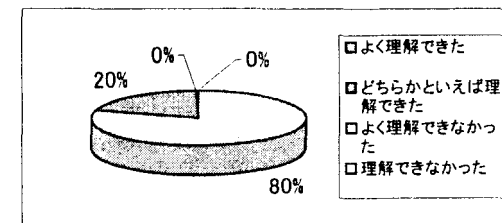
選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 適切	652	123	82	95	96	81	87	88
2 長い	91	21	11	13	10	7	18	11
3 やや長い	227	40	29	27	33	29	31	38
4 やや短い	78	16	11	9	9	6	14	13
5 短い	3	0	0	0	1	1	1	0
(無回答)	8	3	3	0	1	1	0	0



全サービス	1059	票	(3/29現在)
訪問介護	203	票	(3/29現在)
訪問入浴	136	票	(3/29現在)
福祉用具貸与	144	票	(3/29現在)
通所介護	150	票	(3/29現在)
特定施設入所者生活介護	125	票	(3/29現在)
介護老人福祉施設	151	票	(3/29現在)
介護老人保健施設	150	票	(3/29現在)

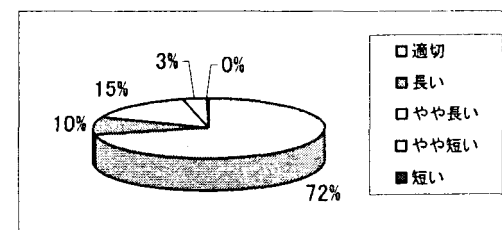
3 中央研修のカリキュラム「調査員の心得」は理解できたか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 よく理解できた	839	165	115	110	120	94	116	119
2 どちらかといえば理解できた	212	38	21	34	28	29	33	29
3 よく理解できなかった	2	0	0	0	0	1	1	0
4 理解できなかった	0	0	0	0	0	0	0	0
(無回答)	6	0	0	0	2	1	1	2



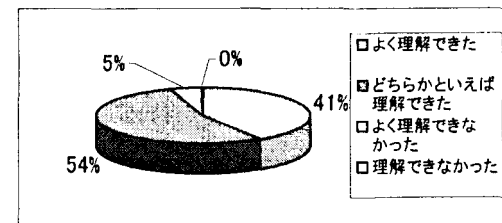
3.2 時間配分はどうか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 適切	756	151	94	103	112	88	99	109
2 長い	102	22	15	14	14	8	16	13
3 やや長い	159	24	23	18	22	26	23	23
4 やや短い	36	6	4	7	1	3	10	5
5 短い	2	0	0	0	0	0	2	0
(無回答)	4	0	0	2	1	0	1	0



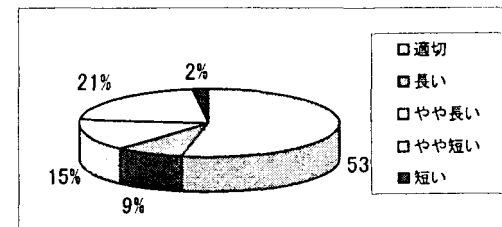
4 中央研修のカリキュラム「各種調査票の説明と記入方法の概要」は理解できたか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 よく理解できた	435	77	58	61	62	52	62	63
2 どちらかといえば理解できた	569	114	72	77	86	68	72	80
3 よく理解できなかった	52	11	6	5	2	4	17	7
4 理解できなかった	2	1	0	0	0	1	0	0
(無回答)	1	0	0	1	0	0	0	0



4.2 時間配分はどうか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 適切	562	101	72	79	89	73	74	74
2 長い	91	19	11	10	16	8	14	13
3 やや長い	160	33	23	21	22	16	22	23
4 やや短い	221	44	25	33	21	25	37	36
5 短い	21	5	5	1	1	3	3	3
(無回答)	4	1	0	0	1	0	1	1

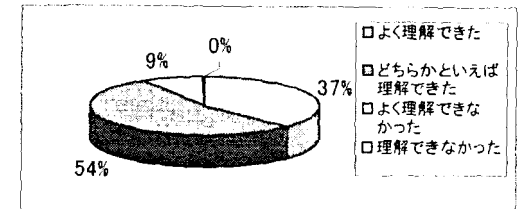


都道府県モデル事業 総括調査票の集計結果 --- 調査員 (3/29現在 確定版)

全サービス	1059	票	(3/29現在)
訪問介護	203	票	(3/29現在)
訪問入浴	136	票	(3/29現在)
福祉用具貸与	144	票	(3/29現在)
通所介護	150	票	(3/29現在)
特定施設入所者生活介護	125	票	(3/29現在)
介護老人福祉施設	151	票	(3/29現在)
介護老人保健施設	150	票	(3/29現在)

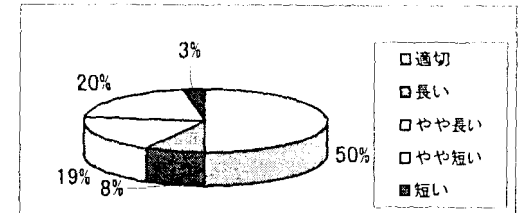
5 中央研修のカリキュラム「事業所情報開示項目の理解」は理解できたか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 よく理解できた	393	70	50	61	83	51	50	48
2 どちらかといえば理解できた	569	119	76	71	79	66	76	82
3 よく理解できなかった	92	13	9	12	8	8	23	19
4 理解できなかった	3	0	0	0	0	0	2	1
(無回答)	2	1	1	0	0	0	0	0



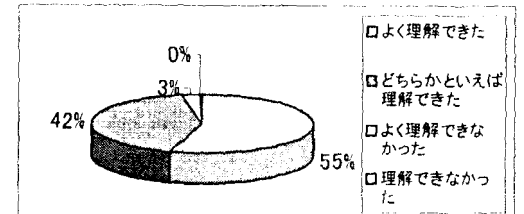
5.2 時間配分はどうか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 適切	529	96	60	76	88	67	67	75
2 長い	84	18	11	9	16	6	15	9
3 やや長い	201	41	31	31	26	20	26	26
4 やや短い	212	44	29	24	16	28	34	37
5 短い	32	4	5	4	3	4	9	3
(無回答)	1	0	0	0	1	0	0	0



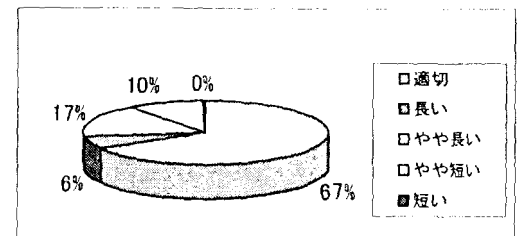
6 中央研修のカリキュラム「都道府県モデル調査実務の理解」は理解できたか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 よく理解できた	575	101	77	90	83	59	86	79
2 どちらかといえば理解できた	446	95	52	49	63	62	59	66
3 よく理解できなかった	29	5	5	3	2	3	6	5
4 理解できなかった	2	1	1	0	0	0	0	0
(無回答)	7	1	1	2	2	1	0	0



6.2 時間配分はどうか

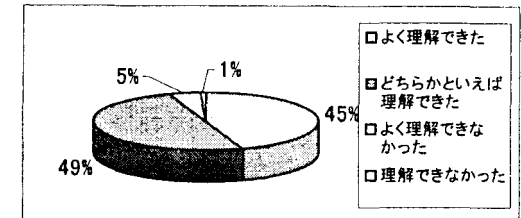
選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 適切	698	128	86	96	101	84	98	105
2 長い	66	16	6	4	12	6	12	10
3 やや長い	175	36	24	28	26	17	23	21
4 やや短い	108	22	19	14	9	14	16	14
5 短い	4	0	0	0	0	3	1	0
(無回答)	8	1	1	2	2	1	1	0



全サービス	1059	票	(3/29現在)
訪問介護	203	票	(3/29現在)
訪問入浴	136	票	(3/29現在)
福祉用具貸与	144	票	(3/29現在)
通所介護	150	票	(3/29現在)
特定施設入所者生活介護	125	票	(3/29現在)
介護老人福祉施設	151	票	(3/29現在)
介護老人保健施設	150	票	(3/29現在)

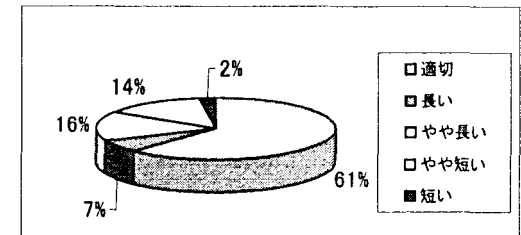
7 中央研修のカリキュラム「ケーススタディ」は理解できたか

	選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1	よく理解できた	455	87	61	61	63	45	65	73
2	どちらかといえば理解できた	508	95	61	74	67	71	74	66
3	よく理解できなかった	47	10	8	3	5	8	8	5
4	理解できなかった	8	3	2	0	1	0	1	1
	(無回答)	41	8	4	6	14	1	3	5



7.2 時間配分はどうか

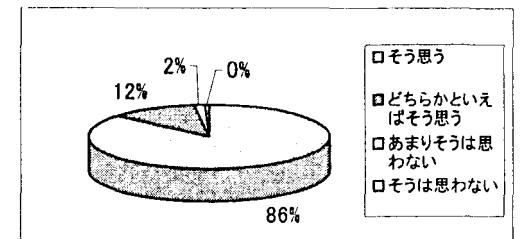
	選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1	適切	629	116	80	81	92	69	96	95
2	長い	67	17	9	6	11	3	12	9
3	やや長い	158	32	23	27	19	18	20	19
4	やや短い	140	26	19	21	9	27	18	20
5	短い	22	4	1	3	4	6	1	3
	(無回答)	43	8	4	6	15	2	4	4



IV 調査チームについて

1 調査チームの編成(2人1組)は適切か

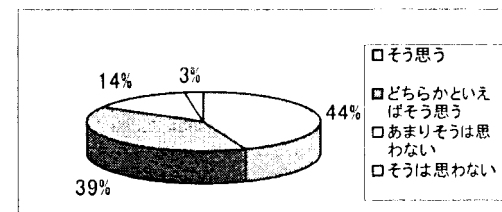
	選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1	そう思う	910	179	119	120	128	107	130	127
2	どちらかといえばそう思う	121	19	15	18	14	16	18	21
3	あまりそうは思わない	16	3	1	5	4	0	2	1
4	そうは思わない	5	1	1	0	0	1	1	1
	(無回答)	7	1	0	1	4	1	0	0



全サービス	1059	票	(3/29現在)
訪問介護	203	票	(3/29現在)
訪問入浴	138	票	(3/29現在)
福祉用具貸与	144	票	(3/29現在)
通所介護	150	票	(3/29現在)
特定施設入所者生活介護	125	票	(3/29現在)
介護老人福祉施設	151	票	(3/29現在)
介護老人保健施設	150	票	(3/29現在)

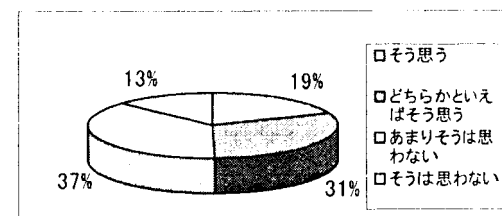
2 調査員は調査対象サービスに関する専門知識が必須と思うか

	選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1	そう思う	465	84	57	60	60	61	74	69
2	どちらかといえばそう思う	410	90	61	50	58	47	49	55
3	あまりそうは思わない	147	23	12	26	25	12	28	21
4	そうは思わない	29	6	6	6	3	3	0	5
	(無回答)	8	0	0	2	4	2	0	0



3 調査員は調査対象サービスに関する実務経験が必須と思うか

	選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1	そう思う	196	35	25	27	23	20	30	36
2	どちらかといえばそう思う	321	63	44	32	53	36	45	48
3	あまりそうは思わない	387	76	44	59	52	49	60	47
4	そうは思わない	137	26	21	23	17	17	16	17
	(無回答)	18	3	2	3	5	3	0	2

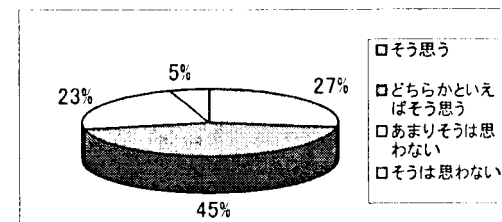


-56-

V 調査内容について

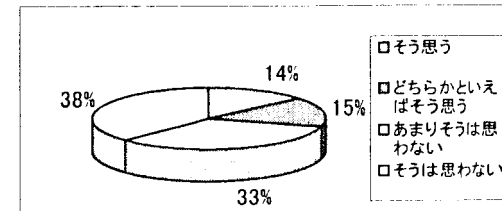
1 調査票は記入しやすかったか

	選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1	そう思う	287	63	52	39	40	34	33	26
2	どちらかといえばそう思う	465	84	52	71	69	58	62	69
3	あまりそうは思わない	241	48	27	25	30	28	41	42
4	そうは思わない	54	7	4	6	5	4	15	13
	(無回答)	12	1	1	3	6	1	0	0



2 訪問調査は2日間でよいと思うか

	選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1	そう思う	146	27	18	24	21	16	13	27
2	どちらかといえばそう思う	160	35	25	19	15	19	30	17
3	あまりそうは思わない	348	71	43	43	50	34	52	55
4	そうは思わない	388	68	47	56	59	53	55	50
	(無回答)	17	2	3	2	5	3	1	1

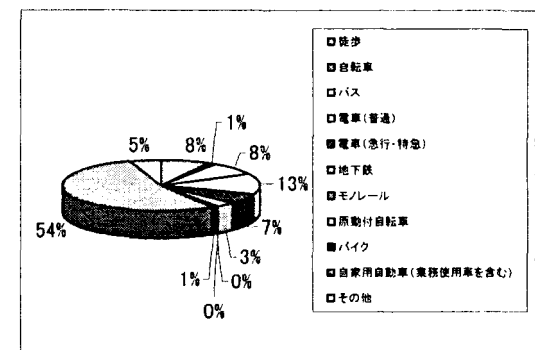


全サービス	1813	票	(3/29現在)
訪問介護	288	票	(3/29現在)
訪問入浴介護	159	票	(3/29現在)
福祉用具貸与	285	票	(3/29現在)
通所介護	286	票	(3/29現在)
特定施設入所者生活介護 (有料老人ホーム)	209	票	(3/29現在)
介護老人福祉施設	294	票	(3/29現在)
介護老人保健施設	292	票	(3/29現在)

I 今回の調査について

3 今回調査を行った 事業所までの交通手段 (※複数回答可)

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 徒歩	204	35	20	24	39	32	21	33
2 自転車	34	7	3	3	4	5	7	5
3 バス	208	25	14	31	40	32	33	33
4 電車(普通)	336	55	26	54	46	52	50	53
5 電車(急行・特急)	168	19	23	21	23	23	19	38
6 地下鉄	80	10	11	12	11	18	9	9
7 モノレール	3	1	0	0	0	2	0	0
8 原動付自転車	7	2	2	2	0	0	0	1
9 バイク	16	5	2	3	0	2	1	3
10 自家用自動車(業務使用車を含む)	1368	214	118	218	219	137	221	241
11 その他	127	11	3	23	16	24	21	29
(未回答)	5	1	0	1	0	1	1	1



4 今回調査を行った事業所までの所要時間

全サービス平均	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
2時間12分	2時間01分	2時間00分	2時間05分	2時間06分	2時間20分	2時間23分	2時間24分

5 調査所要時間

全サービス平均	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
3時間40分	3時間19分	2時間59分	2時間40分	3時間43分	3時間48分	4時間51分	4時間03分

5.2 (内訳)オリエンテーションに要した時間

全サービス平均	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
0時間18分	0時間16分	0時間13分	0時間16分	0時間17分	0時間26分	0時間20分	0時間18分

※ 5.3 (内訳)施設または事業所の見学に要した時間 (※除く:訪問介護、訪問入浴介護)

全サービス平均	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
0時間23分			0時間20分	0時間21分	0時間46分	0時間32分	0時間38分

6 実施主体への提出用調査票の作成に要した時間

全サービス平均	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1時間32分	1時間04分	1時間01分	0時間47分	1時間06分	1時間17分	1時間29分	1時間19分



全サービス	1813 票	(3/29現在)
-------	--------	----------

II 事前準備・事後処理について

1 実地調査の事前準備にはどのくらい時間がかかったか

全サービス平均	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1時間28分	1時間41分	1時間44分	0時間59分	1時間20分	1時間28分	1時間53分	1時間18分

2 実地調査の事後処理にはどのくらい時間がかかったか

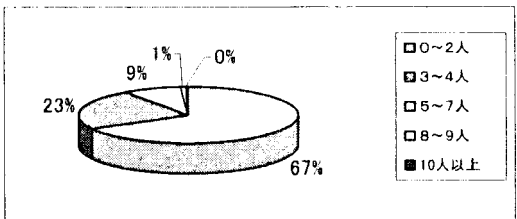
全サービス平均	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
0時間58分	1時間03分	0時間56分	0時間43分	0時間55分	1時間00分	1時間12分	0時間58分

III 施設・事業所見学について

※ 除: 訪問介護、訪問入浴介護

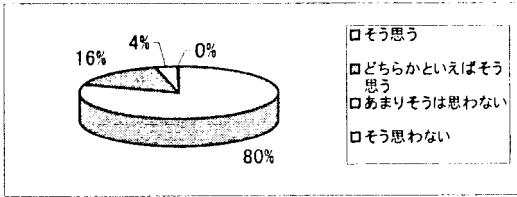
1 「施設・事業所見学」に対応した事業所側の人数

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 0~2人	896			218	236	147	153	142
2 3~4人	311			43	42	43	85	98
3 5~7人	116			6	2	16	47	45
4 8~9人	14			0	0	1	7	6
5 10人以上	2			0	0	0	1	1
(未回答)	27			18	6	2	1	0



2 「施設・事業所見学」をすることによって、確認作業がスムーズにいったか

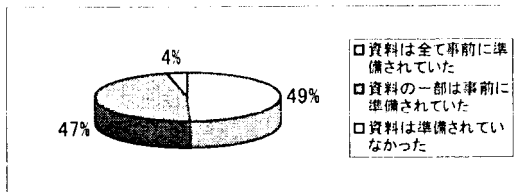
選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 そう思う	1052			197	245	156	231	223
2 どちらかといえばそう思う	210			30	28	43	51	58
3 あまりそうは思わない	47			22	1	7	9	8
4 そう思わない	4			2	0	1	0	1
(未回答)	53			34	12	2	3	2



IV 調査の実施について

1 要求した「客観的判断材料」としての必要な資料は、事業所がきちんと準備していたか

選択肢	全サービス	訪問介護	訪問入浴	福祉用具貸与	通所介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
1 資料は全て事前に準備されていた	897	144	84	156	134	97	143	139
2 資料の一部は事前に準備されていた	849	136	65	118	144	99	143	144
3 資料は準備されていなかった	65	8	10	10	8	13	8	8
(未回答)	2	0	0	1	0	0	0	1



# 利用者による介護サービス（事業者）の適切な選択に資する 「介護サービス情報の公表」（情報開示の標準化）について

（介護サービスの情報開示の標準化に関する調査研究委員会）

## 《報告書の概要版》

「介護サービスの情報開示の標準化」は、平成17年2月に国会に提出された介護保険法等の一部を改正する法律案に位置付けられ、制度化に向けた準備が進められているところである。この法案における制度上の表記では、「介護サービス情報の公表」とされていることを踏まえ、今後、本調査研究事業においても「介護サービス情報の公表」と名称を改めることとした。

## I. はじめに

- 社会保障審議会介護保険部会の『介護保険制度の見直しに関する意見』（平成16年7月）においては、「利用者によるサービスの選択を実効あるものとする観点から、全ての介護サービス事業所を対象として、当該事業所が現に行っている事柄（事実）を第三者が客観的に調査・確認し、その結果の全てを定期的の開示する仕組みの導入とそのための開示情報の標準化を進める必要がある。」と指摘。
  
- また、介護保険法等の一部を改正する法律案（平成17年2月国会提出）においては、「情報開示の標準化」について、「介護サービス情報の公表」として位置付けられ、国において制度化に向けた準備を開始。
  
- 本調査研究委員会は、平成15年度に、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するための方策として、介護サービスの「情報開示の標準化」という新しい仕組みの構築を提案。
  
- 介護サービスの利用に当たっては、介護サービスに係る事前の情報収集及び介護サービス事業所の比較検討が可能となるような環境整備が極めて重要。
  
- 介護保険制度の下で指定を受けた事業者は、被保険者（この

場合納税者たる国民も含む) に対し、サービス提供に係る諸状況を具体的に説明する責務(説明責任)がある。

- 公的財源で支えられる介護保険市場における規制改革の先導的なケースとして市場原理を適正に機能させるためには、利用者の選択を実効性のあるものとするのが求められている。
- 平成16年度の調査研究では、全国的な規模で2度にわたるモデル事業を実施し、「中間報告書」の検証結果等を踏まえながら、「介護サービス情報の公表」の趣旨・目的、実施体制、実施方法、事業所情報公表項目、費用負担のあり方、公表情報の内容、調査員要件、調査員養成研修カリキュラム等具体的内容等について制度化を前提とした検討を実施。以下、その検討結果の概要を報告。

## Ⅱ. 「介護サービス情報の公表」の趣旨・目的

- 「介護サービス情報の公表」の趣旨・目的は、事業所自らの責任において情報を公表し、利用者が当該情報を活用しながら自らの責任において主体的に事業所を選択するための環境整備。
- 全国で12万か所を超える全ての事業所を対象に「介護サービス情報の公表」を進めることは、利用者の選択の支援のみならず、多様なサービス提供主体から提供されるサービスの質を確保していく上でも有効に機能することを期待。

- 「介護サービス情報の公表」は、このことをサービス提供の現場において保障するため、公表情報の標準化と情報の公表のルール化を進めるものであり、介護保険制度を支えるサブシステムとして機能することを期待。
  
- 「介護サービス情報の公表」の徹底を図ることは、サービス提供における透明性を確保することであり、利用者のみならず被保険者ひいては国民全体から、介護保険制度に対する信頼を高めることにも寄与。
  
- 「介護サービス情報の公表」は、事業所のサービス改善に直接寄与する「サービスの第三者評価」や、指定基準の遵守状況等を確認する「指導監査」とは、その目的や手法が異なる。
  
- 「介護サービス情報の公表」は、利用者と事業所との間の情報の格差を縮め、多様な事業所の比較検討を可能とし、介護保険制度の下での介護サービス情報の基盤として機能することを期待。

### Ⅲ. 平成16年度における取組みについて

- 平成16年度においては、「介護サービス情報の公表」の制度化に向けて、主に平成15年度に本調査研究委員会が報告した「中間報告書」の検証及び新たなサービスに係る事業所情報公表項目の検討を行った。

#### 1. 調査研究委員会における検討

- 平成16年度も継続して「介護サービス情報の公表」の具体的内容に関する各事項について検討。
- 介護保険制度の見直しに向けて社会保障審議会介護保険部会での検討状況等も踏まえながら検討。
- 平成15年度の「中間報告書」の検証を目的としたモデル事業を実施。
- 新たに、居宅介護支援、特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）及び訪問看護の3サービスに係る事業所情報公表項目の検討を開始。
- これらの検討結果を踏まえ、この2年間取り組んできた「介護サービス情報の公表」の具体的内容について、一定の検討成果の集大成となる報告書を取りまとめ。

## 2. 検証・評価小委員会の設置

- モデル事業の結果を集積・分析し、事業所情報公表項目、調査員要件、調査員養成研修カリキュラム等に関する検証、平成16年度に新たに作成する事業所情報公表項目との調整等を行うことを目的とする「検証・評価小委員会」を設置。
  
- 委員は、本委員会の委員、各サービスの事業所情報公表項目及び調査員養成研修カリキュラムを検討する部会長のほか、モデル事業の結果の集積・分析を適切に行うための統計調査の専門的知識を有する者等により構成。

## 3. 部会の設置

- 平成15年度から継続する7サービスについて部会を設置  
「訪問介護・訪問入浴介護部会」、「福祉用具貸与部会」、  
「通所介護部会」、「特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）部会」、「介護老人福祉施設部会」、「介護老人保健施設部会」、「調査員養成部会」  
  
平成16年度から新たに3サービスについて部会を設置  
「居宅介護支援部会」、「特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）部会」、「訪問看護部会」
  
- 部会における検討は、2度にわたるモデル事業の検証結果を踏まえながら「事業所情報公表項目」の見直しを実施し、延34回にわたり精力的に議論。

#### 4. モデル事業の実施

##### (1) 1次モデル事業の結果概要

- 1次モデル事業は、主に、平成15年度に検討された7サービスの事業所情報公表項目（基本情報項目・調査情報項目）の妥当性や技術的課題を把握することを目的として実施。
  
- 1次モデル事業の調査員は、7県（宮城県、茨城県、富山県、愛知県、滋賀県、広島県、福岡県）より7サービスごとに2名を基本とし、96名を選出。特に、1次モデル事業では、事業所情報公表項目の妥当性等を把握する必要性を考慮し、各サービスについて一定の知識を有する者を調査員とした。また、事業所については、同様に96事業所に協力を依頼。

##### (2) 都道府県モデル事業の結果概要

- 「都道府県モデル事業」（以下、「2次モデル事業」という。）は、国庫補助事業として、全国43都道府県が実施主体となり、極めてタイトなスケジュールの中で実施され、多くの貴重な検証結果が得られた。

なお、本調査研究委員会においては、国を通じて、当該2次モデル事業の結果の提供を受け、検討を行った。
  
- 2次モデル事業においては、実施体制、実施方法、1次モデル事業の結果を受け見直した7サービスの事業所情報公表項目（基本情報項目・調査情報項目）、調査員要件、調査員養成研修カリキュラム等について検証。



- 2次モデル事業の調査員は、調査員の資格要件を検証するための一定の要件に基づいて、各サービス4名を基本とする延べ1,024名が選出された。また、事業所については、一定の要件に基づいて、977事業所に協力を依頼。

#### IV. 「介護サービス情報の公表」の具体的内容

##### 1. 基本的な考え方

(基本的な考え方)

- 「介護サービス情報の公表」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するため、利用者の選択に資することを目的として、全ての事業所の比較検討が可能となるよう、標準化された項目についての情報が定期的に公表される仕組み。
- 「介護サービス情報の公表」は、事業所の評価、格付け、画一化等を目的とするものではない。
- 「介護サービス情報の公表」は、公表内容が行われていないことをもって行政処分の対象となるものではなく、公表情報への評価は、利用者自身に委ねられる。

(公表情報の責任主体)

- 「介護サービス情報の公表」は、事業所自らが、利用者の選択に資するものとして予め標準化された情報を公表するものであり、事業所の責任において、情報を公表することが適当。また、公表情報の内容がサービス提供の現場において実現されているか否かの責任は、事業所が有する。

(客観性の確保)

- 公表情報には、公表前に、当該情報の根拠となる事実を客観的に確認することが適当である情報があるため、第三者（調査員）による調査を行う仕組みを組み込むことが適当。また、当該調査においては、当該事実についての善し悪しの判断・評価や改善指導等を行わないことを明確にすることが適当。
- 事業所にとっては、自ら公表情報を記入することや調査員による調査といったプロセスを通じて、サービスの質の改善への道筋を見出す効果を期待。

## 2. 実施体制 (情報公表業務の実施主体、調査の実施主体)

(「介護サービス情報の公表」の実施単位)

- 「介護サービス情報の公表」は、次のようなことから都道府県単位で実施されることが適当。
  - ・ 介護サービスの利用及び提供は、市町村（保険者）の区域を超えて広域で行われる場合があること。
  - ・ 現在、主要な介護サービス事業所の指定等は都道府県単位で

行われていること。

- 都道府県単位の実施体制の構築に当たっては、都道府県が自ら実施する体制のほか、都道府県ごとの実情に応じて業務を外部化する体制についても柔軟に認めることが適当。

(情報の公表業務の実施主体の基本要件)

- 情報の公表の責任主体は、基本的に事業所であるが、利用者による事業所の比較検討のためには、都道府県内の全ての事業所の情報が、一覧性のある方法で公表される必要があり、このような業務を都道府県単位で行うことが適当。また、都道府県が当該業務を外部化する場合には、情報の公表業務の過程において事業所の有する秘密を知りうる立場となることから、次のような要件を定めることが適当。

- ・ 都道府県単位で1つであること。
- ・ 当該法人自らが介護サービスを提供していないこと。
- ・ 当該法人の役員構成の多くを介護サービス提供事業者の役員、職員、血縁関係者等が占めていないこと。又は、情報の公表業務に関する独立した意思決定の仕組みが確保されていること。
- ・ 当該法人の会員の多くを介護サービス提供事業者が占めていないこと。又は、情報の公表業務に関する独立した意思決定の仕組みが確保されていること。

(調査員の基本要件)

- 調査員は、調査対象事業所と利害関係を有せず、公正・中立な調査が遂行できる者であることが必要。また、調査の均質性が確保されることが重要。これらを踏まえ、調査員には次のような要件を定めることが適当。

- ・調査に当たっての守秘義務や倫理、行動規範を熟知し、調査の役割から逸脱せずに円滑に調査を遂行できる人格適性を有すること。

- ・介護保険制度に関する知識、調査対象サービスに関する知識、「介護サービス情報の公表」の知識等に関する研修を修了していること。

(研修の受講要件)

- 調査員養成研修の受講要件としては、資格、現場経験等を特に定めないことが適当。

(調査員資格の更新要件)

- 調査の均質性の確保のためには、常に調査員の一定の質の確保が求められることから、調査員資格について更新の仕組みを設けることが適当。

### 3. 実施方法

実施方法については、介護保険法で定められることを前提として、全国的に共通する必要がある内容と、都道府県単位で全

ての事業所の情報の公表が現実的に実行可能となる方法とを考慮することが重要。

(対象事業所)

- 介護保険法に基づく指定事業所のうち、実際に介護サービスを提供していない事業所は対象としないことを認めることが適当。

(情報の公表の頻度)

- 情報の公表の頻度は年1回とすることが適当。

(訪問調査の人数)

- 訪問調査は、2名1組で実施することが適当。

(訪問調査の調査員の構成等)

- 訪問調査の調査員の構成については、当面、2名1組のうち1名は介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等）とすることが望ましい。

(訪問調査の日数)

- 訪問調査の日数は、原則1日とすることが適当。

#### 4. 事業所情報公表項目（基本情報項目、調査情報項目）

（事業所情報公表項目の構成）

- 「事業所情報公表項目」は、「基本情報項目」及び「調査情報項目」で構成されることが適当。

##### （１）基本情報項目

- 「基本情報項目」は、事業所に係る基本的な事項を利用者が把握するための情報であって、事業所が記入した内容がそのまま公表される項目として設定することが適当。

##### （２）調査情報項目

- 「調査情報項目」は、職員教育の状況など、事業所の具体的なサービスの内容、運営等に関する取組状況を利用者が把握するための情報であって、当該事業所が公表しようとする情報に関する根拠資料を調査員が事実確認した上で公表されることが適当な項目として設定することが適当。

- この「調査情報項目」は、「大項目」、「中項目」、「小項目」に分類した上で、小項目ごとに「確認事項」（利用者が事業所における取組状況を具体的に確認する事項）と、これについての「確認のための材料」（事業所が公表しようとする情報に関して調査員が事実確認を行う根拠資料となるもの）によって構成されることが適当。

- このうち大項目については各サービス共通とすることが適当。また、中項目及び小項目についても、必要に応じて各サービス

共通項目を設定することが適当。これ以外の項目については、サービスの特性に応じて設定することが適当。

（「事業所情報公表項目」の地域性への配慮）

- 「事業所情報公表項目」については、都道府県単位の実情に応じた情報の公表が必要な場合も想定されるので、各都道府県の判断による上乘せや横出しが可能となるような配慮を行うことが適当。ただし、「介護サービス情報の公表」は、全ての事業所を対象として比較検討を可能とする仕組みであることから、標準的な「事業所情報公表項目」については、全国的に統一されることが適当。

## 5. 費用負担のあり方

（費用負担の仕組み）

- 「介護サービス情報の公表」は、事業所自らが利用者の選択に資する情報を公表するために行われるものであり、「介護サービス情報の公表」の過程で行われる調査及び情報の公表に伴う費用は、事業所が負担することが適当。また、具体的な費用の額、徴収方法等については、都道府県単位の調査体制や情報の公表の仕組みにより異なるため、都道府県単位で定めることが適当。なお、全国的な見地から、費用の基本的な考え方、算定方法等についての具体的なガイドラインの提示が望まれる。
  
- 同時に、「介護サービス情報の公表」が、介護保険制度の基本理念を現実のサービス利用において保障するための仕組みであり、この制度が持つ公益性の下で実施されることを踏まえる

と、当該費用についても、利用者をはじめとした社会連帯の仕組みの中で支弁される介護報酬において適切に評価されることが必要。

(費用の水準)

- 費用の水準の設定に当たっては、事業所が現実に負担可能な範囲であるとともに、小規模な事業所の負担能力にも配慮することが適当。
  
- 複数の調査機関がある場合、都道府県内の調査機関ごとの調査費用は共通であることが適当。

## 6. 公表情報の内容

(調査情報項目における公表情報の範囲)

- 利用者は、公表情報と自らのニーズとの比較を通じて事業所を選択することが必要であることを踏まえ、調査情報項目における公表情報の範囲は、「確認のための材料」(事業所が公表しようとする情報に関して調査員が事実確認を行う根拠資料となるもの)の調査結果の全てを公表することが適当。

## 7. 調査員の養成

(調査員数の確保)

- 「介護サービス情報の公表」の実施に当たっては、都道府県単位で、全ての事業所を対象とした調査が実施可能となる調査



員数の養成が必要。

(調査員養成研修カリキュラム等)

- 全ての事業所において調査の均質性を確保するには、調査員の均質性の確保が重要であり、全ての調査員について共通のカリキュラムに基づく研修を行うことが適当。

また、調査員養成研修教材等についても同様の観点から共通とすることが適当。

- 全国的に均質性の確保された調査員を養成するため、共通の研修を修了した調査員指導者を早期に養成することが必要。

- 調査員養成研修の期間については、研修内容の理解の促進が重要。一方、研修受講の負担の軽減にも配慮することが必要。このことを踏まえ、概ね4日間のカリキュラムとすることが適当。

- 介護支援専門員等の介護サービスの知識を予め有する者が研修を受講するに当たっては、基礎研修の受講の免除を可能とするカリキュラムとすることが適当。

- 調査員養成研修は、調査対象サービスごとの事業所情報公表項目の十分な理解が必要であることから、当該カリキュラムについては、サービスごとに4時間とすることが適当。従って、調査員は、共通カリキュラムと各サービスのカリキュラムとを

修了することによって、当該サービスの調査員としての要件を満たすこととすることが適当。

## V. 今後検討すべき課題

- 「介護サービス情報の公表」は、今後とも増大する要介護高齢者等のニーズの変化に対応するため、その仕組みを円滑に機能させるとともに、さらに発展させていくことが必要であり、今後とも以下のような課題について継続的な取り組みが必要。

(対象サービスに係る継続的な検討)

- 「介護サービス情報の公表」は、基本的に、全ての介護保険サービスを対象とする仕組みであり、今後とも各サービスの「事業所情報公表項目」を順次検討することが必要。

(調査研究体制の確保)

- 「介護サービス情報の公表」は介護保険制度に基づく新しい取り組みであり、制度導入後も継続的に充実強化できるよう、全国的な見地から、調査研究体制の確保が必要。また、公表情報、公表の方法等については、常に利用者や事業者からの意見を把握し、制度の改善につなげていくことが適当。

(調査員の質の確保)

- 全ての事業所において均質な調査が行われるよう、調査員の養成については、前述した養成研修カリキュラム、研修教材等に加え、業務の均質化のための取り組み（調査票、調査マニュアル

ル等の整備)についても検討することが適當。

- 調査員指導者及び調査員の均質性を確保するため、制度導入後における相談・指導体制を確保することが適當。
  
- 調査員指導者及び調査員に係る管理方法(登録・更新制)、定期的な現任研修等についても検討することが適當。

(不服申立て・苦情等対応)

- 「介護サービス情報の公表」については、事業所、利用者等からの不服申立てや、苦情等に対応する仕組みについて制度上の仕組みを組み込むことが適當。

(啓発・普及)

- 「介護サービス情報の公表」は、事業所、利用者、地方自治体等の関係者が、それぞれの役割を果たしていくことによって適切に機能するものであることから、その趣旨・目的等について積極的かつ継続的に啓発・普及すること及びそのための効果的な方法についての検討を行うことが適當。

(全国的・広域的に共通する事項についての協議・支援体制の確保)

- 「介護サービス情報の公表」の実施単位は都道府県単位とすることが適當であるが、調査員の研修体制の確保等調査の均質性の確保方策、制度の普及・啓発等全国的に共通に実施されることが適當と考えられる事項もあることから、円滑な制度導入

に向けて、全国的な規模で協議・支援体制を構築することが適當。

また、制度導入後においても、同様の観点から全国的・広域的な規模で協議・支援する体制を継続的に確保し、制度の維持・発展を図ることが適當。

(情報の公表システムの開発・導入)

- 「介護サービス情報の公表」の仕組みにおいては、利用者が事業所を選択するに当たっての比較検討に資する情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備が必要。このため、公表情報について、インターネットを通じて広く公表するシステムの開発、導入への早期の取組みが必要。
  
- この公表システムの開発に当たっては、内容の正確性を前提としつつ、要介護高齢者等である利用者にはわかり易いものとするような工夫が必要。
  
- また、要介護高齢者等である利用者の事業所の選択に適切に結び付く方法とするため、特に利用者のアクセス上の利便性、公表情報の補助的伝達手段等について十分な配慮が必要。  
さらに、都道府県の区域を超える介護サービスの利用者の利便性への配慮、システムの利用方法、公表情報の読みとり方等についての周知が必要。

## VI. おわりに

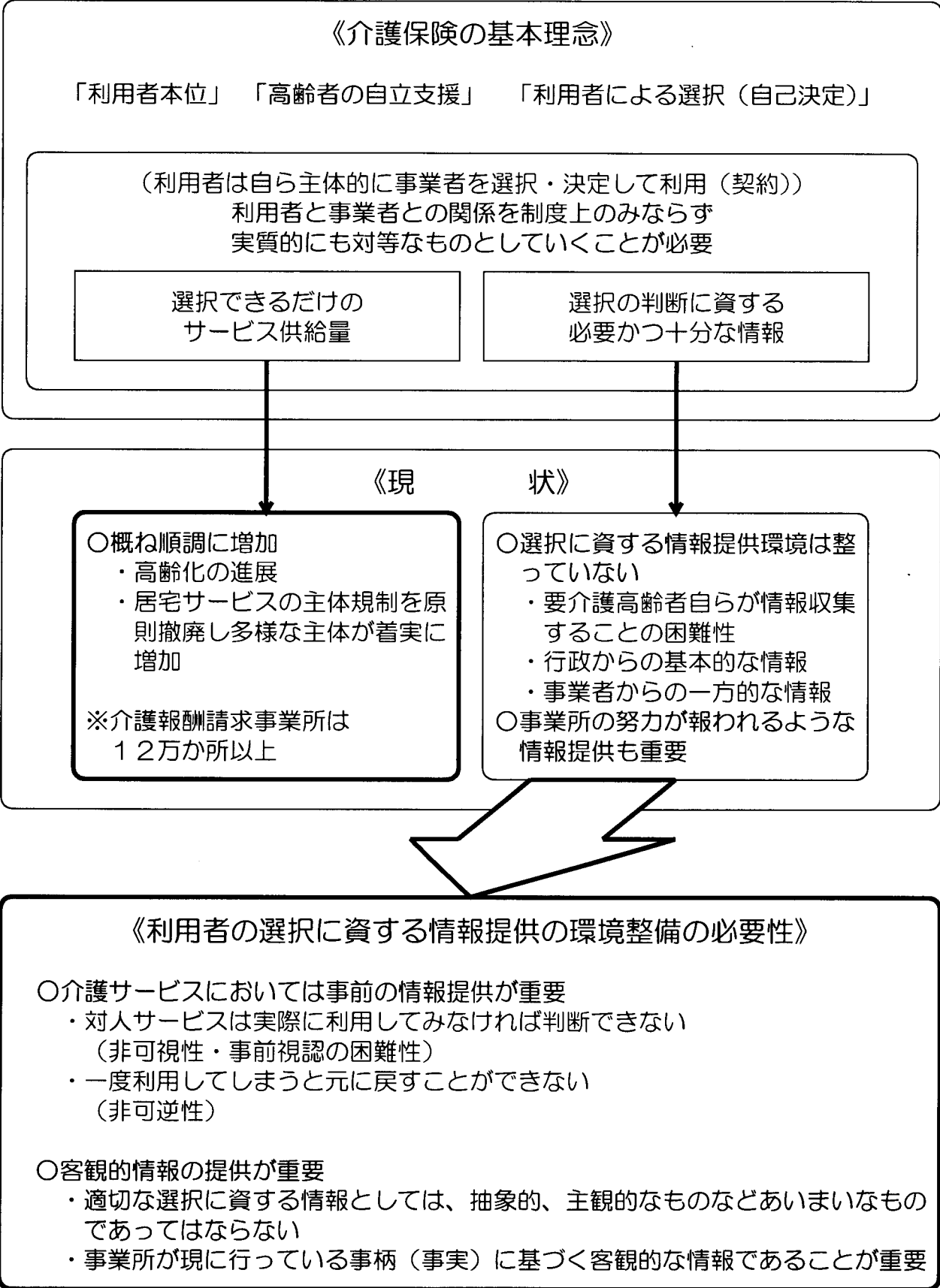
- 「介護サービス情報の公表」は、平成15年度に本調査研究委員会を設置し検討を開始してから今日まで、膨大な作業を精力的に行ってきた。本年度はさらに全国的な規模で2度にわたるモデル事業を実施するなど、数多くの人々の時間と労力と英知を集めて検討されてきたもの。
  
- 「介護サービス情報の公表」は、これまでにない新しい仕組みであることや、我が国においては行政による「指導監査」のほか、「第三者評価」の取組みが先行して始まりつつあることもあり、関係者の中では戸惑いも多かったが、慎重かつ広範な議論がなされる中で、徐々にその必要性への理解が浸透しつつある。
  
- これは、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障することが重要であるとの共通認識があったからにはほかならない。
  
- 介護保険制度において、真に「利用者による選択（自己決定）」を前提に事業所の比較検討が可能となるためには、全ての事業所の情報が公表されることが重要であり、今後の制度化に向けた検討に当たっては、この点に十分に留意していただきたい。
  
- 本報告書においては、「介護サービス情報の公表」に関する

2年間にわたる検討の成果として、趣旨・目的、具体的内容等を取りまとめた。しかしながら、未だ検討すべき課題も多く残されている。従って、平成17年度以降も、より具体的な課題を抽出しながら、引き続き検討を進める体制を確保する必要がある。また、本報告書を一つの契機として、さらに広範な議論が進められることを期待したい。

最後に、介護保険法等の一部を改正する法律案に位置付けられている「介護サービス情報の公表」において、本調査研究事業の成果が活用され、「介護サービス情報の公表」が、真に実効ある仕組みとして構築されること及び介護保険制度のさらなる発展の一助となることを切に願う。

## <参考図表>

介護保険制度の基本理念を実現する環境整備の必要性





## 利用者の事業者選択に資する質の評価手法

### 新たな仕組み

**【介護サービス情報の公表】**  
 第三者が客観的事実に基づき確認

(目的)  
 ○利用者の介護サービス事業所の選択に資する

(特徴)  
 ○全ての事業所が対象  
 ○サービス提供場面において行われている事柄(事実)が前提  
 ○調査結果の全てを開示

(利用者の選択情報としての有効性)  
 ○全ての事業者の比較検討が可能

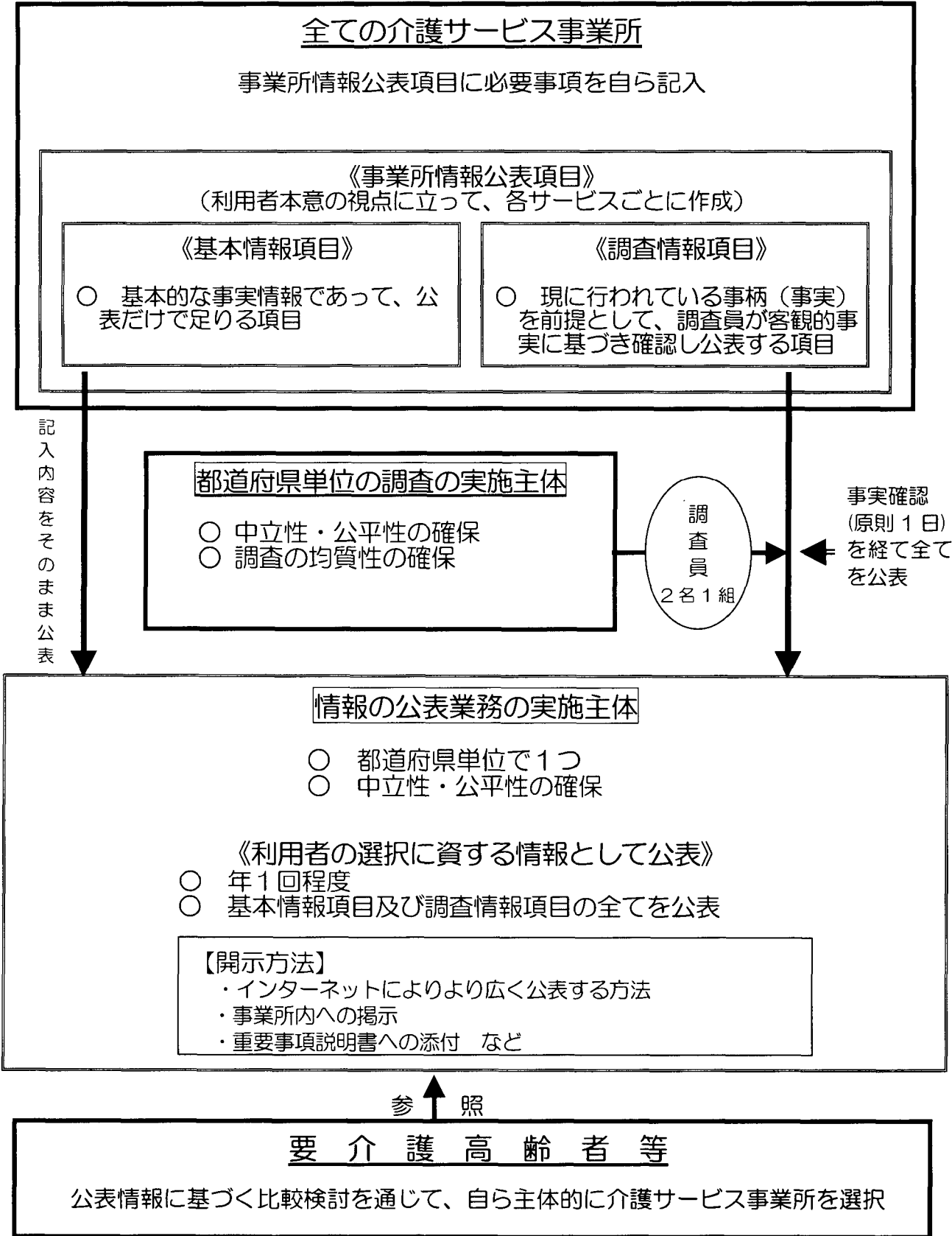
○利用者のニーズに応じた選択が可能

### これまでの評価

<b>【第三者評価】</b>		
利用者事業者という当事者以外の第三者が評価基準に基づき質等の達成度合いを評価		
改善指導等	認証等	格付け等
(目的) ○事業所の自主的な質等の向上への取組を支援 (特徴) ○専門性の高い評価員が評価し、改善指導等を行う ・質等の向上に直接寄与 ・結果が開示される場合、事業所選択の参考となる	(目的) ○事業所の質等について一定の保証 (特徴) ○評価主体が定めた評価基準に基づき評価し、認証等を行う ・事業所は質等を確認 ・利用者は一定の信頼のもとに利用	(目的) ○事業所の質等を定量的に開示 (特徴) ○評価主体が定めた評価基準に基づき評価し、格付けを行う ・事業所は質等を確認 ・利用者にわかり易い表現で評価情報を開示
(利用者の選択情報としての限界)		
○事業所の任意性が基本的前提となり比較検討情報として一定の限界	○認証・格付け等の評価の尺度が利用者が求める評価内容と合致するとは限らない	
<b>【指導監査】</b>		
(目的) ○都道府県知事が指定基準の遵守状況等を確認		
(特徴) ○事業所の義務として行政による強制力を持って行われる ○査察的視点で問題点を探す		
(利用者の選択情報としての限界) ○開示を目的としておらず、利用者が指導監査情報を活用することは難しい		

「介護サービス情報の公表」の概念図

「介護サービス情報の公表」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するための新しい仕組み



「事業所情報開示項目」の構造

**【事業所情報開示項目】**

利用者本位の視点に立ってサービスごとに作成

(平成15年度からの継続して検討したサービス)

訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、通所介護、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

(平成16年度から新たに検討したサービス)

居宅介護支援、特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）、訪問看護

**【基本情報項目】**

<p><b>運営法人の概要</b></p> <p>法人名、代表者名、本社所在地、その他</p>
<p><b>事業所の概要</b></p> <p>事業所名、管理者名、事業所所在地、その他</p>
<p><b>職員の体制</b></p> <p>従事者数、介護職員数、夜間勤務者数、その他</p>
<p><b>利用料金等</b></p> <p>利用料金、特別な料金、キャンセル料金、その他</p>
<p><b>サービス内容・その他</b></p> <p>提供可能時間、事業所の特色・アピール、1人当たり床面積、その他</p>

**【調査情報項目】**

大項目	<p>実際に開示項目を活用する利用者側の視点に立ったわかりやすい構成とするため次の2区分を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①サービスの内容・水準の確保</li> <li>②サービスの質を確保するための組織・運営</li> </ul>
中項目	<p>利用者の立場に立ち、次の点を考慮しながら新たに設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険の基本理念</li> <li>○利用者の尊厳の尊重や消費者保護等の視点</li> </ul> <p>等が具体的なサービス提供の中で実現されているかを確認</p>
小項目	<p>具体的に確保すべき内容を示すものとして、サービスごとの特性を踏まえた設定に努めた</p>
確認事項	<p>介護サービス事業所が現に行っている事柄（事実＝取組状況）であって、調査員が事実確認をした方が良い情報として標準的に定められた事項</p>
確認のための材料	<p>確認事項について、数量、頻度、マニュアル・記録の有無等でその事実が確認できた具体的な材料であって、その事実確認の結果を開示するもの (具体的な材料そのものを開示するものではない)</p>

## 調査員養成カリキュラムの概要

大項目	研修の趣旨と到達目標
1. 介護保険制度の理念と介護サービス情報の公表 <b>1.5時間</b>	《研修の趣旨》 前提知識として介護保険制度の概要について学習し、介護保険制度の全体の中での「介護サービス情報の公表」制度の意義、および調査員の役割についての理解を促す。 《到達目標》 生活支援の視点、サービス提供の流れ、ケアマネジメントの機能と方法論について正しく理解する。
2. 調査対象サービスに関する基礎知識 <b>4時間</b>	《研修の趣旨》 調査対象サービスに関する基本的な知識を学習する。(ビデオ学習を含む)。 《到達目標》 各サービスの内容と事業者の指定基準の概要を理解するとともに、現場で行われているサービスについてイメージを持てるようにする。
3. 介護サービス情報の公表制度の意義と役割 <b>1.5時間</b>	《研修の趣旨》 第三者評価に関する理論的な背景と、実際にこれまで行われてきたサービス評価を学び、「介護サービス情報の公表」制度の目的と手法を、既存の第三者評価制度と対比しながら学習する。 《到達目標》 本制度の目的(利用者への情報の公表)と全体像、既存の第三者評価制度との違いを正しく理解する。
4. 介護サービス情報の公表制度の概要 <b>1時間</b>	《研修の趣旨》 「介護サービス情報の公表」制度の概要と、その中での調査員の役割について学習する。 《到達目標》 本制度の組織体制、調査プロセス、介護サービス情報の公表における調査員の役割について正しく理解する。
5. 調査員の心得 <b>1時間</b>	《研修の趣旨》 調査を行う前提として、人権侵害を防ぐための基本的な知識を得、公正・中立な調査を行う上で必要となる調査員の行動規範と心得を学習する。 《到達目標》 調査員の行動規範、倫理、守秘義務、個人情報保護および基本的態度につき、調査実務に即して理解する。
6. 各種調査票の説明と記入方法の概要 <b>1時間</b>	《研修の趣旨》 本制度において、どのような調査票を私用するのか、また調査に当たって調査票をどのように記入するのかその概要を学習する。 《到達目標》 調査票の記入方法等の概略について理解する。
7. 事業所情報開示項目の理解 <b>4時間</b>	《研修の趣旨》 介護サービス情報の公表における事業所情報開示項目・基本情報項目の各項目・判定方法について学習する。 《到達目標》 調査に当たっては、調査員による結果のばらつきが生じないように各調査項目を正しく理解する。
8. 調査実務の理解 <b>1時間</b>	《研修の趣旨》 調査員の実務について理解する。 《到達目標》 調査実務の全体の流れと、各プロセスにおける実務の詳細について理解するとともに、研修終了後に不明な点があった場合でも、テキストの該当箇所を随時参照しながら対処できるようにする。
9. 演習：問題点の把握対応 <b>4時間</b>	《研修の趣旨》 ロールプレイングの手法を用いて、調査員の調査時の統一的な態度・コミュニケーション技術を理解する。等 《到達目標》 挨拶、口調、姿勢等の調査員としての基本的態度の形成。調査目的に合致した質問の仕方、応答の仕方等の習得想定される困難への適切な対処方法の習得。等
10. 研修理解度の確認	《研修の趣旨》 研修の理解度を測るため、研修全体を通したレポートやテスト(あるいは各單元ごとの小テスト)等を実施する。
11. 訪問調査実習	《研修の趣旨》 現場での実習により、事前準備を含め、全ての調査に共通する基本的な調査を実践的に理解する。 ※ 10・11については、研修カリキュラムとしては課さないが都道府県の事情に応じてできるだけ行うことが望ましい。